

平成29年第3回東大和市議会定例会会議録第19号

平成29年9月7日（木曜日）

出席議員（20名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 森田真一君 | 2番 | 尾崎利一君 |
| 3番 | 上林真佐恵君 | 4番 | 実川圭子君 |
| 5番 | 二宮由子君 | 6番 | 大后治雄君 |
| 7番 | 関田貢君 | 8番 | 中村庄一郎君 |
| 9番 | 和地仁美君 | 10番 | 根岸聡彦君 |
| 11番 | 押本修君 | 12番 | 蜂須賀千雅君 |
| 13番 | 関田正民君 | 16番 | 佐竹康彦君 |
| 17番 | 荒幡伸一君 | 18番 | 中間建二君 |
| 19番 | 東口正美君 | 20番 | 木戸岡秀彦君 |
| 21番 | 床鍋義博君 | 22番 | 中野志乃夫君 |

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

| | | | |
|------|------|-------|-------|
| 事務局長 | 鈴木尚君 | 事務局次長 | 並木俊則君 |
| 議事係長 | 尾崎潔君 | 主任 | 櫻井直子君 |

出席説明員（30名）

| | | | |
|---------------|-------|-------------------|-------|
| 市長 | 尾崎保夫君 | 副市長 | 小島昇公君 |
| 教育長 | 真如昌美君 | 企画財政部長 | 田代雄己君 |
| 総務部長 | 広沢光政君 | 総務部参事 | 東栄一君 |
| 市民部長 | 村上敏彰君 | 子育て支援部長 | 吉沢寿子君 |
| 福祉部長 | 田口茂夫君 | 福祉部参事 | 伊野宮崇君 |
| 環境部長 | 松本幹男君 | 都市建設部長 | 直井亨君 |
| 学校教育部長 | 阿部晴彦君 | 社会教育部長 | 小俣学君 |
| 企画課長 | 荒井亮二君 | 公共施設等 マネジメント課長 | 遠藤和夫君 |
| 保険年金課長 | 越中洋君 | 産業振興課長 | 小川泉君 |
| 市民部副参事 | 宮田智雄君 | 子育て支援課長 | 鈴木礼子君 |
| 子育て支援部 副参事 | 榎本豊君 | 福祉部副参事 | 尾又斉夫君 |

障害福祉課長 小川 則之 君
ごみ対策課長 中山 仁 君
土木課長 寺島 由紀夫 君
社会教育課長 佐伯 芳幸 君

健康課長 志村 明子 君
都市計画課長 神山 尚 君
下水道課長 廣瀬 裕 君
中央公民館長 尾又 恵子 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時28分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、3番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔3 番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） おはようございます。議席番号3番、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1、大雨被害の対策について。

①この夏の大雨被害の状況と対応について伺います。

②これまでの浸水対策と効果について伺います。

③今後の取り組みと課題について伺います。

2、平和事業について。

①現在どのような点に重点を置き、どのような事業を行っているのか伺います。

②東大和市平和都市宣言を行った市として、今後、平和事業をどのように発展させていくのか、市の展望と課題を伺います。

3、18歳以下の子供の医療費について。

①18歳以下の子供の医療費を無料にすることの必要性、効果について伺います。

②今後の課題について伺います。

壇上での質問は以上とし、再質問については自席にて行います。よろしくお願いいたします。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、この夏の大雨被害の状況と対応についてであります。被害状況につきましては7月4日の台風3号接近による大雨で道路冠水が5件、7月18日の大雨で道路冠水が4件、7月25日の大雨で道路冠水が8件、8月30日の大雨で道路冠水が5件でありました。対応につきましては、現場確認を初め、道路冠水に対するグレーチング清掃や通行どめの対応など、豪雨等による被害を最小限にとどめるよう努めたところであります。

次に、これまでの浸水対策と効果についてであります。頻繁に発生する浸水箇所の対策としまして、昭和59年度から雨水浸透施設設置の整備を開始し、平成20年度からは毎年、雨水浸透施設を設置し、排水機能を最大限発揮できるよう雨水排水管や集水ますの清掃を実施しております。近年の短時間によります集中豪雨では、目に見える効果という部分ではわかりにくくなっておりませんが、整備を開始する以前と比較しまして浸水時間が短縮されてきているものと認識しております。

次に、今後の取り組みと課題についてであります。近年の集中豪雨は30分程度のものが多く、その勢いは時間雨量に換算しますと100ミリを超えるような激しい降雨となっております。この短時間で発生する浸水被

害について、軽減効果を発揮できる抜本的な対策としまして、雨水貯留施設等の設置についても検討する必要があると考えております。

次に、平和事業についてであります。平和都市を宣言した市としまして、恒久平和の実現と核兵器の廃絶に向けて平和意識の高揚に重点を置き、事業に取り組んでおります。取り組み内容としましては、多くの方々に戦争の悲惨さや平和の大切さを知ってもらえるよう、毎年8月を平和月間と位置づけ、平和市民のつどいの開催や平和文集の発行等を行うとともに、戦災建造物である旧日立航空機株式会社変電所の内部公開などを実施しております。

次に、平和事業の展望と課題についてであります。戦後72年が経過し、戦争を体験された方々の高齢化が一層進む中、戦争の悲惨さや平和の大切さを次世代に伝えていくことが大きな課題となっております。そのためにも東大和市では、平和市民のつどいなどの平和に関する事業を継続していくとともに、貴重な戦災建造物である旧日立航空機株式会社変電所を平和のシンボルとして保存し、若い世代の方々に平和の大切さを訴え続けていくことが必要であると考えております。

次に、18歳以下の子供の医療費の無料化の必要性と効果についてであります。市では子供の医療費助成につきましても、乳幼児医療費助成制度及び義務教育就学児医療費助成制度に基づき、対象となる世帯に助成を行っております。また、18歳以下の子供の医療費につきましても、ひとり親家庭等医療費助成制度により18歳以降、最初の3月31日までの子供を対象とした助成を行っております。これらの取り組みを行うことにより、子供たちの健康を守ることができるものと考えております。

次に、今後の課題についてであります。乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度につきましても、区部が所得制限を設けていない一方で、市部では義務教育就学児医療費助成制度で20市が所得制限を設けており、地域間格差が生じております。また、ひとり親家庭等医療費助成制度につきましても、東京都の実施要綱により、住民税課税額の有無による区分が設けられております。東京都内に暮らす子供たちにひとしく福祉が行き渡るよう、引き続き東京都市長会を通じまして、国及び東京都に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○3番（上林真佐恵君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、大雨被害の対策ということで、この夏の状況について伺いました。この夏も数回にわたる大雨があった、いずれも道路冠水があったということなのですが、どの場所で起きたものなのか、もう少し詳しく教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 道路冠水があった主な箇所につきましては、市道第1号線用水北通りの東大和市駅前交差点の東側、それから市道第3号線けやき通りのけやき通り交番付近、それから市道第9号線いちょう通りの南街3丁目付近、それから市道第13号線ゆりのき通りの東野火止橋付近、それと都道、青梅街道の大和通りといったところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 伺いますと、いつも大体同じような場所で道路冠水が起きているということだと思うのですが、この場所がほかの場所と比べてなぜ冠水しやすいのかということで、構造など考えられる要因について教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） なぜ冠水してしまうのかということでございますが、雨水排水管の処理量を上回る豪雨によりまして、地盤の低い箇所におきましてマンホールや集水ますからの逆流することと、周囲からの道路からの表面水が流入することにより、冠水するという認識でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） わかりました。

この道路冠水、いつも起きてしまうという付近の住民の方からは、どのような声があるのか教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 付近の住民の方からの声といたしましては、まずすぐに現状を見に来てほしい。あるいは、すぐに通行どめにしてほしいといったものでございます。なお、通行どめにつきましては、できるだけ早い段階での対応に努めてございますので、今回につきましても素早い対応ということで、お礼の声もいただいているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 本当に昨今の集中豪雨、すごいものがあると私も思っておりまして、ことし7月18日のときだったと思うんですが、たまたま外にいて傘を差しても、シャワーを浴びたみたいになれてしまうようなすごい状況で、そういう中で現場に行っていたりとか、事前に待機されて交通規制を行ったりということも伺っておりますので、本当に大変なことだと思いますし、市民の方から交通規制、すぐに行ってくれてお礼の声もあるということで、日ごろの職員の皆さんの努力、本当にありがたいと思っておりますし、感謝をしております。

ただ、一方である市民の方からは、市が一度も被害状況を聞きに来てくれないというような声も寄せられていまして、限られた集中豪雨の中、短い時間の中で全ての声に対応するというのは難しいと思うんですが、被害の後からでも市の方が直接住民の方から被害状況を聞き取るということが大切ではないかと思うんですが、そのあたりの市の認識を教えてください。

○総務部長（広沢光政君） 被害状況ですね、直接お聞きする、また現場を確認するということの重要性というものにつきましては、私どもも十分認識しているところでございまして、実際に大雨が降ったとき、私どものような行動をとっているところでございます。ただ、今御質問者からもありましたように、昨今の大雨の際には短時間に非常に多くのお問い合わせの連絡、そういったものをいただきますので、それに対応して私どものほうも職員に対して指示を出していきます。ケースによっては、通報いただいてから現場へ到着するまでの時間というものが非常にかかってしまうというときもございますが、基本的には通報を受けた場合には必ずですね、時間のあれはありますけれども、現場に赴いて通報者となるべくお会いして、被害状況を確認するようにはしているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 本当に20分とか30分とか、そういう間にすごい雨が降るということで、そういうわずかな時間の中でさまざま対策を講じなければならないということで、職員の皆さん、本当に大変だというのは理解してはるんですけども、一方、やはり住民の皆さんにとっては、自分の生活にかかわってくる深刻な問題だと思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願ひいたします。

次の②に移りたいと思いますが、これまで雨水浸透施設の設置ですとか排水管等の清掃を実施していただいているということで、市のほうでもかなりいろいろ努力をしていただいているというふうに理解しています。この間の対策に対して効果がどのくらいあったのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思ひます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほど市長の答弁でもありましたとおり、雨水浸透施設の設置や排水管の清掃によりまして、道路の浸水時間は短縮されてきていると認識してございます。雨水浸透施設ですね、平成20年度からは毎年設置してございまして、各地域、新堀地域、南街・向原地域と設置してございまして、その効果が少しではありますが、あらわれているのではないかとということで考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） そういう対策を講じられていて、一定の成果はあったんだけど、近年の雨の降り方が短時間に大量に降るっていう、その集中豪雨になってきたということで、これまでの対策では追いつかなくなってきたという理解で間違いないでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 近年の集中豪雨につきましては、10分間雨量だけで20数ミリの激しい降雨でございます。こちら1時間当たりになりますと100ミリ以上の降雨ということで、これまでの対策では浸水量を軽減することが難しくなっているということを確認してございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

そういうことなんだろうなというふうに、私のほうでも思ってるんですが、この間、市民の方からは冠水についてはさまざまな声も寄せられていまして、市のほうでも把握はされてるかと思うんですが、1つ紹介させていただきますと、市道13号線のゆりのき通りの東野火止橋の近くにお住まいの方からの御相談なんですけど、やはり集中豪雨が起るたびに自宅の前がもう洪水みたいになってしまって、家から出られないとか、出先から帰ってきても家に入れないというようなことがあったということで、私も実際その方が以前撮影したという写真を見せていただいたんですが、車のタイヤがもう半分以上、埋まってしまって、水に入ってしまったって、これ本当大変な状況だなというふうに思いました。また、水が引いた後も、何かへドロミたいなものが乾いて、それが何か風が吹くと舞っているというようなこともあるらしくて、衛生的に大丈夫なのかというようなことも不安に思っているということでした。やはり前はそんなになかったのが、ここ数年、降ると、やっぱり頻度も上がってるんじゃないかというようなこともおっしゃってました。

市のほうでも、こういった声は当然聞いているのかなと思いますし、今後、雨水貯留施設など抜本的な対策を考えていく必要があるということでしたので、③の今後の取り組みと課題のほうに移りたいと思いますが、この雨水貯留施設というのが、これまでの雨水浸透施設に比べてどのくらい効果があるものなのか教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在、市で設置しております雨水浸透施設で、雨水浸透井タイプのものがございますが、1基当たりの浸透量が、大きいものでおよそ時間当たり浸透量40立方メートルでございます。雨水貯留施設の場合を想定しますと、大きさにもよりますが貯留量が数百立方メートルから数千立方メートルのものがございます。その大きさによっては、浸水箇所の広い範囲について軽減、もしくは解消ができるのではないかと認識してございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） わかりました。

かなり効果はあるのではないかなというふうに思うんですが、東京都でも豪雨対策基本方針というものを策定しているかと思うんですが、これは具体的に何を指すものなのか、またこの都の基本方針に対する市の認識を教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） この東京都の豪雨対策基本方針でございますが、平成26年6月に改定されておりました、その内容につきましては、目標降雨を設定し、河川、下水道の整備において対策強化流域、対策強化地域を設定し、具体的な取り組みの方向性を示すものであるとともに、東京オリンピック・パラリンピック開催時及び平成36年度までの大規模地下街対策などの取り組みを設定するものとなっております。

この方針の中で、河川整備では対策強化流域と一般の流域の目標を定めておりました、東大和市におきましては空堀川が一般の流域でございますので、その目標を時間60ミリ降雨に対応できるようということで定められてございます。また、下水道整備につきましては、対策強化地区と一般の地区の目標を定めておりました、東大和市は一般の地区でございます、その目標は60ミリの降雨に対しまして浸水被害を防止するとなっております、50ミリまでは下水道施設の整備とし、50ミリを超える部分は貯留槽などの貯留施設等で対応しなければならないと設定してございます。市においても、この方針を踏まえて検討すべきものと認識してございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

50ミリを超える部分は、貯留施設で対応しなければならないということなんですが、市で貯留施設を設置するに当たって、国や都からの補助金があるのかも教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 貯留施設を設置するかどうかというのは、まだ今後の話になりますが、どのような対策を実施すれば効果があるのか、あるいは市内の浸水軽減のために有効なのかを検討すべきでございます、その検討の中で対象となる補助金があるのかを調査していくことになるということで考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 例えば国の社会資本整備総合交付金の河川事業の中に、貯留浸透施設の設置を実施する事業なども含まれてると思うんですが、例えばこの交付金を使って貯留施設を設置するということも考えられるのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） この社会資本整備総合交付金の河川事業につきましては、流域貯留浸透事業としてのものがございますが、あることは承知してございますが、活用できるかどうかは今後の検討になるかと思えます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ積極的に情報収集と検討を行っていただいて、早急に具体化をしていただきたいと思えます。

この東京都の豪雨対策基本方針ですとか、交付金の可能性も踏まえて、この雨水貯留施設を設置する時期や場所について、現在どの程度具体的に検討が進んでいるのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在、都市建設部内で浸水被害の軽減対策の検討を始めたところでございまして、具体的なことにつきましては、今後のことになるということで考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 具体的なことについては今後ということなんですが、これ例えばの話ですけれども、東京都から向原の都有地に特別支援学校を設置する提案があるかと思えます。例えばこの特別支援学校の校庭の地下に雨水貯留施設をつくるというようなことも、可能性としてはあるのではないかと思うんですが、支援学校の話が今後どのように進むかというのは、今の時点ではまだわからないにしても、立地的に貯留施設をつくるということが可能なかどうか教えてください。

また、もし仮に向原の公有地に貯留施設が設置できた場合に、想定できる近辺の近くの冠水被害への効果についても教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 一般的にでございますが、貯留槽は降った雨を一時的に地下等の施設に貯留するものでございまして、ある程度の広さの土地が必要となります。貯留量にもよりますが、計画する貯留量に見合う土地があり、雨水排水管の幹線付近の土地でございましたら、どこでも設置可能であるということで考えてございます。都営向原団地の公有地が有効かどうかはまだ検討しておりません。

また、仮のこととして向原の公有地への貯留施設による近辺の効果ということでございますが、具体的な貯留量や設置した場合の雨水の流れなどのシミュレーションを実施しないと、お答えできることはちょっと難しいような状況でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 向原の公有地に貯留施設、設置することができれば、位置的にも東大和市駅前の交差点のあたりですとか、南街交番付近で慢性的に起きている道路冠水について効果が期待できるのではないかと思いますので、これは公有地の有効活用の一つとして、ぜひ前向きに具体的な検討を進めていただきたいというふうに思います。

また、先ほど住民の方からの声を紹介していただいた市道13号線のゆりのき通り、東野火止橋付近ですけれども、こちらの対策としても、ぜひ近くに貯留施設を整備してほしいというふうに思っています。具体的な検討はこれからということなんですけど、こちらも立地的に近くに整備するということが可能なかどうか教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市道第13号線ゆりのき通りの道路冠水の浸水軽減につきましては、ほかの幹線道路の冠水箇所とあわせて、優先して検討していかなければならないということで考えてございます。立地的なことや、どのような整備をしていくかは今後の検討になるかと思います。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 先ほど御紹介させていただきましたけれども、本当に近くに住んでる方にとっては、とても大きな問題だと思いますので、ぜひ早急に具体的な検討をしていただきたいというふうに思います。

この項目の最後になるんですが、今回、下水道事業の補正予算で、空堀川流域の広域雨水整備調査負担金というのが計上されていたかと思うんですが、この間、立川と武蔵村山との3市で、東京都に流域下水道事業での対策を要望されていたかと思うんですが、今回この調査が始まるということで、これは東京都を動かしたと、前進したというふうな理解でよろしいのか、確認をさせてください。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 今定例会の補正予算で計上させていただきました負担金、こちらにつきましては広域的な雨水の整備について、東京都と3市による検討をするための業務と考えておりますことから、前進したというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） これ大変大きな前進だと思いますので、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

7月に九州で豪雨があって、相当大きな被害が出ましたけれども、最近、練馬でも時間100ミリを超えるという記録的な大雨がありました。私もちょっと調べたんですけど、これらの大雨は線状降水帯というものが原因ではないかと言われてるということです。激しい雨を降らせる積乱雲が連続して発生して、線状に50キロから200キロぐらい並んでしまうということを言うそうなんですけど、これまだメカニズムが完全に解明され

てないという部分もあって、日本全国、こういうことがどこでも起こり得るというふうに言われています。自然環境が変わって行く中で、市でも独自の対策だけでなく、国や都への働きかけなどさまざま努力されているということは評価しておりますので、ぜひ引き続き頑張ってくださいということをお願いいたしまして、次の項目に移りたいと思います。

2の平和事業について。

現在どのような点に重点を置き、どのような事業を行っているかということですが、平和事業を行うに当たって何を重点にしているか、何を目的に据えるかということは大変重要なことだと思っています。その上で確認なんです、市長答弁にもありましたように、平和都市宣言を軸に恒久平和の実現と核兵器の廃絶に向け取り組みを行うということが、当市の平和事業の目的であるという認識で間違いはないかどうか、確認をさせていただきます。

○企画課長（荒井亮二君） 平和事業の目的についてでございますが、平和都市宣言にございますとおり、恒久平和の実現と核兵器の廃絶に向けて、平和意識の高揚に重点を置きまして、平和に関する取り組みを行ってまいっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 恒久平和と核兵器の廃絶に向けてという点においても、特に広島、長崎への原爆投下や、戦争が終わった月である8月を平和月間として位置づけ、戦争と平和について考える期間をつくるということはとても大切なことだと思うんですが、この平和月間の期間中に行ってる事業として、平和市民のついでとか平和文集の発行、日立変電所の特別公開、中学生の広島派遣事業などあると思うんですが、ほかにもあれば教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） 平和月間におけますその他の取り組みについてでございますが、郷土博物館におけます多摩の戦跡パネル展、また本庁舎、市民ロビーにおけます平和祈念・戦争資料展、そして図書館におけます非核・平和図書展等の取り組みを行っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。さまざまいろんな、市内のいろいろな場所で取り組みをされている、そういうことだと思います。

広島派遣事業ですとか変電所の特別公開などは、比較的新しい事業であるかと思うんですが、これらの事業を行った効果についてはどのように認識されているのか教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） 8月の平和月間の中で、さまざまな取り組みを行っているわけでございますが、その時と場所につきましていろいろな場面でそれらの取り組みを行うことで、若い世代の方々ですとか、またより多くの方々に戦争の悲惨さ、また平和の大切さについて考えていただく場を提供することができたと考えてございます。そういった意味で、平和意識の高揚について効果があったものと考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） わかりました。

また、8月のこの平和月間にいろいろ行っている事業以外に、恒久平和の実現と核兵器の廃絶に向けた取り組みがあれば教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） その他の平和に関する取り組みについてでございますが、現在、東大和市におきましては平和首長会議に加盟していることから、平和首長会議国内加盟都市会議への出席などがございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 平和首長会議の中で、どのような提起があつて、対してどのような取り組みを行っているのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 平和首長会議の内容についてでございます。平和首長会議につきましては、平和首長会議の国内加盟都市会議に東大和市の場合、参加してございます。平和首長会議の国内における取り組みの充実を図るための会議でございますが、その内容につきましては加盟自治体の平和に関する取り組みの事例報告、また平和首長会議として取り組む事業につきましての審議等となっております。そして、会議の最後に会議総括文書等の採択を行ってございます。また、平成28年度の会議におきましては、加盟自治体の取り組み事例といたしまして、三鷹市、東大和市、国立市が事例の報告を行ったほか、議案といたしましては平和首長会議として、核兵器禁止条約の早期実現に向けた日本政府に対する要請文を送付することなどが審議され、決定されております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

核兵器禁止条約につきましては、ことし7月に国連で採択がされまして、これによって人類史上、初めて核兵器が国際的に違法とされました。この核兵器禁止条約が採択された後、今御答弁では平成28年度の会議ということだったので、その採択された後、ことしも8月に平和首長会議というのは開かれたと思うんですが、ことしの会議の中で、この採択を受けてどのような審議や決定があつたのか、また新たな取り組みなどもあれば教えていただきたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 平成29年度の平和首長会議の内容についてでございます。具体的な内容につきましては、役員都市の選任やメンバーシップ納付金収納額の増額、また平和首長会議行動計画等の審議がされました。また、今後、核兵器廃絶実現と世界の恒久平和に取り組んでいくことを定めた宣言等につきましても審議、決定のほう、行われた内容となっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

その行動計画ということについて、簡単でいいのでちょっともう少し教えていただければと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 平和首長会議行動計画の内容でございますが、こちらにつきましては2017年から2020年を取り組み期間といたしまして、世界の恒久平和に向けた平和首長会議としての取り組み計画という内容になってございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） どのようなことを行動していくかということも、ちょっとわかれば教えていただきたいんですが、お願いいたします。

○企画課長（荒井亮二君） 具体的な平和首長会議行動計画の内容につきましては、先日、締結されました核兵器禁止条約につきまして、参加してない国等に対する働きかけ、また世界平和に関する全般的な取り組みを推進していくといったような内容とお聞きしてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

当市が平和宣言を行つてまして、この平和首長会議にも参加されてるということ、大変意義があるというふ

うに思っております。

ことし平和、ことしに限らずかもしれないんですけど、平和市民のつどいの会場でも平和首長会議で取り組まれているこの核兵器禁止条約についての署名が置かれてあったかと思うんですけども、これ何を求めるものなのかということと、この署名に対して当市がどのように取り組みを行っているかということについても教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） 平和市民のつどいで行われました署名活動についてでございます。本年度、平和市民のつどいで市が行いました署名につきましては、平和首長会議が行う2020年までの核兵器廃絶を目指しました核兵器禁止条約の交渉開始等を求める要望書への署名でございます。当市におきましては、平和首長会議に加盟していることから、今年度の平和市民のつどいで実施したものでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。交渉開始ということであると、実際にこの禁止条約が採択されたということで、今後その新しいものが出てくるのかなというふうに思うんですけども、その辺、もし情報がありましたら教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） 新たな署名活動についてでございますが、平和首長会議といたしましては、今後、具体的に新たな署名活動を行うということについては、現時点では決定していないということで話をお伺いしてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、その辺の情報なども積極的に収集していただいて、当市としても取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

平和事業を展開するに当たって、当市の独自の取り組みだけではなくて、そういう平和首長会議に参加したり、あとほかの自治体と連携して派遣事業を行ったりということで、他市と情報交換を行ったり連携していくというのは、大変意義がある大事なことだというふうに思っております。ぜひ、今後もこういうことを積極的に進めていただきたいというふうに思います。

当市の平和事業が平和都市宣言と変電所を軸に取り組まれているということで、この項は理解をいたしました。

次に移りたいんですけども、東大和市平和都市宣言を行った市として、今後、平和事業をどのように発展させていくのかということなんですが、まずこの平和都市宣言を行った経緯について、簡単に教えていただきたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 平和都市宣言の制定に至るまでの経緯でございます。宣言の制定当時におきましては、国際的に核兵器の危険を内包する中、昭和57年6月に市議会におきまして非核都市宣言に関する決議を行い、また昭和58年の終戦記念日におきましては、当時の市長が非核平和の実現を求める声明を発表し、非核平和を全市民の願いとして広く訴えてまいりました。これらを踏まえまして、市制施行20周年の節目の年に、東大和市平和都市宣言を制定したものでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

その平和都市宣言の内容についても、文言がありますけれども、それがどのように決定されたのかということも教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） 平和都市宣言の内容の検討経過等についてでございます。その当時でございますが、国連におきまして軍縮特別総会が開催され、軍縮問題が討議されるなど、世界的に恒久平和の実現や核兵器廃絶が叫ばれていたと言われております。また、当市におきましても、繰り返しになりますが昭和57年6月の市議会におけます非核都市宣言に関する決議、また昭和58年の終戦記念日におけます当時の市長の非核平和実現を求める声明等の発表があったわけでございますが、こうした状況を踏まえまして、当時の市の担当部署で平和都市宣言の内容について検討を行いまして、その後、市として制定した経緯でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

大体わかったんですけども、市内にもいろいろ平和団体ですとかありますけれども、この内容については市民の皆さんの声や意見なども反映されたのかということについて、もう少し教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） 市民の方のお声ですとか、そのあたりの反映についてでございますが、当時、市議会の決議、また市長の声明等が発表され、それを受けまして市としての平和都市宣言という流れになってございます。そのあたりの過程の中で、地域の声等につきまして反映をしつつ、その制定に向けた準備が進んでいたのだというふうに考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

平和市民のつどいでも、朗読というのか、読まれる、平和都市宣言を読むというのがありましたけれども、大変すばらしい内容だなというふうに思います。先ほどの質問とちょっとかぶるんですけども、この平和都市宣言の最も核となる部分は、恒久平和の実現と核兵器の廃絶に向けて努力していくことだというふうに理解してるんですけども、改めてこの点について市の認識を確認させてください。

○企画課長（荒井亮二君） 平和都市宣言の中では、「平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の建設にむけて努力することをあらためて誓い、東大和市が平和都市であることを宣言する。」と記しているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。本当にそういう理念というか、その理念を推進していくということが大切だというふうに思います。

核兵器廃絶という点では、先ほどもちょっと申し上げたんですが、この夏、核兵器禁止条約が採択されて、核兵器が国際的に違法となりました。これは70年余りの被爆者の方々や、核兵器をなくしたいという国際的な市民運動が実ったものだというふうに思っています。唯一の戦争被爆国である日本にとっても、悲願ではないか、悲願であるはずではないかと思うんですが、当市の平和都市宣言においても核兵器の廃絶がうたわれていて、この禁止条約はその一歩となるというふうに思うんですけども、この核兵器禁止条約に対する市の認識をちょっと確認させてください。

○企画財政部長（田代雄己君） 今年度の平和首長会議のほうでも、核兵器禁止条約、早期発効を求める特別決議というものも示されておりまして、その中で平和首長会議のほうのこの核兵器禁止条約の考え方も示されております。そこには、人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる核兵器禁止条約の採択を心から歓迎するというような文言もございまして、東大和市としましても、この平和首長会議に加盟しておりますことから、同じような考え方を持ってるということで認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。そういうふうに認識していただいているということで理解いたしました。

ただ、残念ながら日本政府は、現時点でこの禁止条約には参加していないわけですし、これについては被爆者の方々や長崎市長も厳しく批判をしておりますし、我々としましても、被爆国である日本は参加するべきだという立場であります。

私もことし8月9日に長崎、訪れまして、どんな理由があっても核兵器というのは絶対悪であって、人類と共存できるものではないと、廃絶する以外ないという気持ちを新たにしたいんですけども、この平和都市宣言を行い、恒久平和の実現、核兵器の廃絶のために取り組みを進める東大和市として、日本政府に対しても禁止条約に参加することを求めていくべきだと、今後そういうことをやるべきだと思うんですが、その点について市の認識を伺います。

○企画財政部長（田代雄己君） 核兵器禁止条約への参加につきましては、平和の大切さを訴えたり、その核兵器廃絶の必要性につきましては、市としても認識してるところでございますが、国の動向につきましては、私も国のほうの動向を見守っていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ市のほうからも、積極的に日本政府に働きかけるべきだと思っておりますので、こちらについては要望したいと思います。

それで、禁止条約が採択されたことで、当市の平和都市宣言でもうたわれてる、繰り返しになりますけど、核兵器の廃絶と恒久平和ということについて、改めて日本の中でも、海外でも注目が集まっているというふうに思ってます。東大和市には、平和都市宣言と、また変電所もあって、それを軸に恒久平和と核兵器廃絶のために努力していく市なんだということを、私はもっと市民の皆さんにも知ってもらいたいと思っておりますし、もっと広げて、日本全国や世界にももっともっと知っていただきたいというふうに思っているんですが、市のほうでもそういう熱い思いを持って、今後、平和事業を展開していくのではないかとこのように思っているんですが、今後の具体的な取り組みについて考えていることなどがあれば教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） 今後の平和事業についてでございます。平和都市宣言にございますとおり、恒久平和の実現と核兵器廃絶に向けまして、市ではこれまで平和事業を行い、平和意識の高揚に取り組んでまいっております。戦後70年を迎えました平成27年度におきましては、新たに戦争体験映像記録、こちらDVDになります。こちらを作成いたしましたほか、続く平成28年度におきましては旧日立航空機株式会社変電所の保存に向けましたふるさと納税を開始してございます。こういった新たな取り組みを始めておりますが、今後につきましてはこれらの取り組みを継続し、多くの方々に発信をしていくというところを重点的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 多くの方に発信していくということですが、これ本当に大事なことだなというふうに思ってます。ただ、まだ今の時点では、当市が平和都市宣言を行っている市であるということも、まだまだ知らない市民の方も多いように感じています。せっかくすばらしい内容なので、もっと多くの皆さんに知ってもらいたいというふうに私も思っているんですけども、現在、平和都市宣言で掲示、看板というんですかね、あれがある場所というのが市内にどのくらいあるのか教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） 平和都市宣言の掲示場所についてでございます。「平和宣言都市」という表記という形で、三角塔の看板を市内に6カ所、設置してございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） それぞれどの場所にあるかっていうことについても、もう少し教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） その看板の所在地でございます。1つは、市役所敷地内の西側入り口付近でございます。続きまして、東大和市駅前広場、続いて玉川上水駅前広場、そして立野西公園内、そして中央4丁目交差点付近。また、けやき通り、こちらは清原4丁目の1番地付近ということで、合計の6カ所でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

ちょっとぱっと思いつかない場所もあったんですけども、当市が平和都市宣言を行ったんだという、そういう市なんだということ、またそういうのを目にすることによって内容にも興味を持ってもらえるというふうに思いますので、この掲示の場所をふやすということも、一つ効果的だと思うんですけども、そのような検討はされているのでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 掲示場所の増設というところでございます。現在、平和都市宣言の掲示場所をふやすという具体的な検討は行ってございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 現在、具体的な検討を行ってないということなんですけれども、この平和都市宣言だけでなく変電所についても、周りの近所の方なんかの印象ですと、まだまだ知られてないのかなというふうに感じています。南公園に何か古い建物があるというのは皆さん知ってるんですが、それが何なのかというのを知らないという方が、結構聞くといらっしゃるんですね。そういう方が少なくないのではないかと思います。今後、ふるさと納税などの事業を通じて、引き続き周知を図っていくというふうには思うんですけども、例えばこの平和都市宣言とセットで、戦争建造物、変電所の保存をとか、何かそういうメッセージを載せたものを新たにつくって、市庁舎によく他市で見かけるんですが、垂れ幕を下げるだとか、何か新たに設置場所をふやすに当たって、そういう内容にちょっと興味を持ってもらえるような、そういう取り組みですかね、そういうことも含めて設置場所をふやしていくということをするれば、より多くの人の目にもとまりますし、見た人は「ああ、平和宣言やってるんだ」とか、「変電所って何だろう」というふうに興味を持ってくれるのではないかなと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 平和都市宣言や変電所の周知についてでございます。

まず、平和都市宣言につきましては、その内容を現在市の公式ホームページ、また市報、そのほか平和文集ですとか市政概要等に掲載してございます。また、8月の平和市民のつどいでも、朗読という形で皆様の前で御紹介しているところでございます。そして、毎年8月の平和月間期間中でございますが、「平和月間」及び「平和宣言都市」と記載いたしました横断幕を市内3カ所に設置いたしまして、その周知を図っているところでございます。

変電所につきましても、現在、一般公開や特別公開の実施、また建物の保存に向けましたふるさと納税の活用など、そういった取り組みを通しまして、その保存を広く情報発信してございます。

今後につきましても、これらの取り組みを通しまして、周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） いろいろなところで平和都市宣言の内容ですとか、変電所についても周知を図ってるということは理解したんですが、その文集であるとか平和市民のつどいの朗読とか、そういうところで周知するということはもちろん大切だと思うんですけども、やっぱりそういうところに来る人じゃないと、なかなか目にする機会がないのかなというふうにも思います。

今市内6カ所にそういう三角看板があるのは、やっぱりふと、興味ない人でもそこを通りがかれば見たりとかして、全くそういう、市がそういう取り組みをやっているとかということに余り関心がない人の目にもとまると思いますので、そういう本当に幅広い、興味がある方だけではなくて、興味のある方にさらに興味を持ってもらってということも、もちろん大切だとは思いますが、余り現在関心がない人にとっても、ぱっと目につくところにいろいろ掲示をふやしていくということは、ぜひ要望したいと思います。

今関心がない方というふうにならざるを得ないんですけども、昨今、憲法9条の改憲のことですとか、集団的自衛権にかかわる問題などでも、テレビやネットでもこういうことがクローズアップされる機会が多くて、若い世代の間でも戦争や平和に対する関心というのは、実は高まっているのではないかなというふうに思います。

また、最近北朝鮮をめぐる大変緊迫した状態も続いていますし、若い世代はもしかしたら我々以上に核兵器の廃絶ですとか恒久平和を実現するということに対して、関心があるんじゃないかというふうに思っています。こうした中で、こういう情勢の中で東大和市が行っていく平和事業が、平和都市宣言を行った市としてふさわしいものになってるかということが、今後ますます問われると思うんですけども、その点について市の認識を教えてください。

○企画財政部長（田代雄己君） 平和都市宣言を行った市としまして、その取り組みでございますけれども、平和の大切さを訴え、そして平和意識の高揚を図るということは重要な目的ということで、先ほど来、御説明をさせていただいております。

また、加えまして戦後70年を経過しまして、戦争を体験された方々が、高齢化が一段と進んでおります。その関係で、戦争の悲惨さや平和の大切さを次世代に伝えていくことということも、これから東大和市が平和都市として取り組む一つの取り組みではないかというふうに考えているところでございます。

具体的には、やはり若い世代の方々にも御協力いただいておりますけれども、平和市民のつどいを引き続き実施していくことや、また変電所ですね、奇跡的に戦時中の激しい空爆の状況を残した変電所を保存して、それらを平和のシンボルとして活用していくことで、若い世代の方々や次世代の人たちにも訴えていけるんじゃないかと思っております。このような取り組みを引き続き行っていくことで、東大和市の平和事業を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） この東大和市の平和都市宣言の中でうたわれている恒久平和の実現と核兵器の廃絶ということは、これは絶対に実現していかなくてはならないものだというふうに思っています。今ありましたけれども、平和都市宣言の理念を具体的に推進していくという視点で、今後も平和事業、行っていただきたいというふうに思います。

先ほども触れましたけれども、特にことしは核兵器禁止条約が採択されるという人類にとってすごく大きな前進があったというふうに思っています。こちらについては再度になりますけれども、日本政府の参加に向けて市としても積極的に働きかけていただいて、核兵器廃絶への一翼を担っていただくということを、改めて要

望したいと思います。

また、変電所の保存や内部公開についても、これ本当に大変意義があることだと思います。なかなか近隣でもあれだけのものはありませんし、やっぱり私の知り合いの方でも、あれ存在、知らなかったけど、それを知って中を見てみて、本当にすごい、すごい強烈な恐ろしさを感じたし、そういうものが70年以上残ってるということにすごく、市が残してきたということに対して、市民の方々とも協力してそういうものを保存してきた、これからも保存していくということに対して非常に感銘を受けたというふうにおっしゃってる方もいます、これぜひ引き続き力強く取り組んでいただきたいと思います。

こちらも要望いたしまして、この項目については終わりにさせていただきます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時35分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（上林真佐恵君） それでは、3番の18歳以下の子供の医療費について、まず①の必要性と効果について伺います。

18歳以下の子供の医療費助成につきましては、昨今、子供の貧困が深刻化する中で、子供の命と健康を守るための取り組みとして、当市議団でもこれまで何度も取り上げてるところなんですけど、当市ではひとり親家庭医療費助成制度において、18歳までの助成を行っているという御答弁でした。近年、子供の貧困ということが深刻化してクローズアップされる中で、子供の命と健康を守るための施策として、ひとり親の御家庭だけではなくて、全体の底上げとして18歳まで医療費助成を拡大するという事は、とても重要なことだと思うんですけども、子供の貧困についての最新の情報と、またそれに対する市の認識について伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 最新の貧困に関する情報ということですけども、子供の貧困につきましては、平成24年度の厚生労働省による国民生活基礎調査によりまして、16.3%でありました子供の貧困率が、平成27年度の調査におきましては13.9%と12年ぶりに改善いたしました。こちらにつきましては、雇用環境の改善により働く母親がふえ、月額給与やパートの時給が上がったことによる改善とのことであります。なお、子供の貧困率は改善したとのことでありますが、生活意識が苦しいとした世帯は56.5%で、2年連続で低下しております。引き続き低所得層への支援が必要であると認識しております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

ひとり親家庭の医療費助成制度で18歳までカバーしていただいているということなんですけど、今生活意識が苦しいというふうにした世帯が56.5%、2年連続で低下しているということでした。周りを見聞きしましても、生活が苦しいと感じてる方は、これはひとり親の御家庭に限らないのではないかとこのように思います。当市議団でも、これまで何度か指摘しているところですけども、今夫婦ともに非正規雇用で働かざるを得ないという方もふえてますし、消費税の増税の影響ですとか、また日本は教育費がほかの先進国と比べて大変高額であるということなどもあって、奨学金のことなんかよくニュースになってますけれども、子育て世帯の半数以上が苦しい生活を余儀なくされているというのが実情ではないかというふうに、この調査からもわかることではないかというふうに思います。

また、当市では虫歯の罹患率が高いということで、市もこの間、問題意識を持ってらっしゃるというふうに思うんですけども、例えば虫歯の治療ですと1回の通院で終わらないことも多々あると思いますので、ここに医療費助成がないと結構な負担になってくると思いますし、また兄弟が2人、3人となってくると、やはりそれだけ負担が重くなってくるといふこともあります。今学校教育の場でも、歯磨き指導など行っていただいて、フッ素洗口ですとかね。それはもちろん大切なことだといふふうには思ってるんですけども、やはりこの自己負担の心配をせずにお医者さんにかかるということが、大変重要ではないかといふふうには思うんですが、その点について市の認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 子供の健康状態と経済状況といふことの相関関係につきましては、論文などにおきましても指摘がされているといふことは、市といたしましても認識はしております。しかしながら、経済的な要因とは別の要因として、親の共働きであったり、ひとり親家庭で保護者の方が忙しくて、なかなか歯科の医療機関があいてる時間に連れていけないとか、そういったさまざまな要因もあるのではないかといふふうなことも、指摘もあわせてされている論文などもございます。

東京都の学校保健統計書の貧困と虫歯の相関というグラフによりますと、医療費の窓口負担をしていない特別区、東京23区におきましても、課税額が低い家庭の児童の虫歯率が高いといふようなことが読み取れますことから、保護者に対する啓発、それから教育、健康教育、含めて、そういったさまざまな対策を考えていく必要があるのではないかといふふうには考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 今一例として虫歯、歯医者さんといふことで挙げたんですけども、この虫歯の場合、ほかの病気に比べて緊急性が低いといふ、軽いうちは余り自覚症状もないですし、緊急性が低いって考える方も一定いるのかなといふふうには思ってます。共働き家庭もふえてる中で、日々、忙しくてなかなか受診が後回しになるといふことも、今御答弁ありましたけれども、さまざまそういうことが、虫歯の罹患率が高いといふことについては、いろいろ原因があるのかなといふふうには、私も理解しているところです。

ただ、その虫歯、歯医者さんに限らず、やっぱり痛いのは、自己負担の重さから受診抑制が起きているのではないかといふことです。市は、この18歳以下の子供の医療費無料化といふことで、以前にも取り上げさせていただいたときに、いわゆるコンビニ受診といふものがふえて、医療費が見込みよりも増大する可能性があるといふようなこともおっしゃったと思うんですけども、こちらについては以前、3月議会の際に18歳までの医療費無料化を実際に実現した明石市では、むしろ無料化にしてから早期治療などの影響によって医療費が減ったといふことも御紹介したところです。

また、神奈川県保険医協会の政策部長をされている桑島政臣氏という方が、ちょっと談話を出してるんですけども、これによりますとコンビニ受診や、いわゆる不必要な受診について、医療費助成とは因果関係はなく、むしろ医療費助成といふのが受診抑制を防ぐための大切な仕組みだといふことをおっしゃってます。問題にするべきなのは、コンビニ受診ではなくて受診抑制をどのように防ぐかといふところにあるといふことを言ってるわけです。子供の医療費助成制度といふのは、市町村の努力で行われてきたものですけども、潜在的な医療需要を回復し、早期発見、早期治療を促すことによって重症化を回避する社会システムだといふふうには、この方は言ってます。これ本当にそのとおりでないとしまして、子供の命と健康を守るといふことを第一に考えたときに、その受診抑制をなくすといふことは大変重要な視点であると思うんですけども、その点について市の認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） せんだっての新聞報道等でも、子供の医療費に関しましては、所得状況に応じた子供への医療費助成ということと、子供の健康との関連性が見られたというような調査結果も、慶應大学等の調査によりあるというようなことで、低所得の地域で効果もあったというような報道もされたところは認識しております。市といたしましては、次の次代を担う子供たちの健全な育成のために、こういった子供の医療費については、やはり国全体で適切な助成制度をきちんと実現していただく必要があろうということ考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） それは私どもとしまして、子供の医療費助成ということに自治体間で格差があるという今の状態は、大変おかしいなというふうに思っているところで、本来であれば国がやはり全国一律でこのようにすべきだという立場で、このことは党の国会議員も国会で要求したりとかということとはしているところなんですけれども、現実問題として残念ながらまだ国のほうでは実現に至っていないわけです。となれば、実現するまでの間、市がその分を拡充するべきであると思いますし、実際にそういうことを、市のほうで医療費助成を行っていただいているって思うんですけれども、これさらにやっぱり拡大、拡充していくことが必要なんではないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 制度の対象者の拡大、拡充などにつきまして、市の一般財源をさらに充当して対応していきますことは、今後の少子高齢化等、見通した持続可能な福祉や保健などに関するさまざまなサービスを市が提供していくに当たりまして、限られた財源ということでございますので、それらをどのように適切に配分するかというようなことがございますので、現状では困難であるというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 財源のこともあるということで、これは以前からもそういうふうに御答弁いただいているんですが、ただぐあいが悪いんだけど、自己負担が重いので受診抑制が起きてしまって、結局それによってかえって重症化してしまって、医療費がかかってしまうということも以前から指摘をしているところなんですけれども、早期発見、早期治療によって、実際には医療費が下がるという、そういう効果も期待できると思いますので、できることから無料化に向けて、そこでやるということが必要だと思うんですけれども、再度、効果についての認識を伺いたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市といたしましては、現在の制度を着実に実施し、それらによる、助成制度による負担軽減とあわせて、予防を含めた適切な健康管理、それから適切な時期を逸さない適宜の受診などの行動をしていただくということで、保護者に適切に啓発、それから周知などをしていくことにより、重症化予防に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 保護者の方に対して、そういう啓発というか、指導というんですかね、そういうことを行っていく、もちろんそれも大切だと思うんですけれども、やはり医療を受ける権利というのが、子供の命と健康を守る上で最も大切なことであって、経済的な事情で必要な医療を受ける機会が減らされてしまうということがもしあれば、それは絶対に起きてはいけないことだと思いますし、そういう状態をつくらないってことが政治の責任だと思うんですけれども、もう一度この点について認識を伺いたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 子供たちの健康を守るというのは、大変重要なことであるというふうに認識しております。しかしながら、先ほども御答弁をさせていただいておりますけれども、子供の健康、それから

福祉を守っていくためには、医療だけではなくその他のさまざまな施策等を満遍なく推進していくということがやはり必要となっておりまして、そういった今後のさまざまな必要となります施策、事業等、そういったものも勘案しながら、限られた財源を適切に配分してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） こちらについては、今後も18歳まで医療費助成、年齢を引き上げるということ、無料化するということの必要性と効果について、引き続き考えていただきたい、実現していただきたいということをお願いいたしまして、②の今後の課題のほうに移りたいと思います。

この間、全国でも、この医療費の拡充というのは広がっていると思うんですけども、この間、新たに所得制限をなくしたり、また無料になる年齢を引き上げたりなど、医療費助成の拡充を行った自治体について、何か情報があれば教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） この間に医療費助成について拡充をした自治体ということで、26市の中では平成29年10月からになります、日野市が義務教育就学児医療費助成の助成制度の窓口での200円を上限とした負担をなくしまして、無料とする予定であります。所得制限限度額につきましては、変更はないとのことです。また、調布市と国分寺市では、同じく平成29年10月から、小学校1年生から3年生までの所得制限をなくすとのこととあります。小学4年生から中学3年生までは、従来どおり所得制限限度額を設けているとのこととあります。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

26市の状況ということですが、私ももう少し範囲を広げてちょっと調べたんですけども、例えば柏崎市では、この9月から入院分の対象年齢を高校卒業世代まで、高校に行っていないお子さんですけど、その世代までに拡充するということでした。また、長野県の伊那市でも、この10月から医療費助成を高校生世代まで拡充するというので、見ていきますと全国的に子供の医療費助成を拡充するという自治体がふえているというように言えるかなというふうに思います。

国においては、子供の医療費助成を行っている自治体に対して、国保の医療費と国庫負担金を削減するという、いわゆるペナルティーという措置を行っていますけれども、こちらについてはさまざまな方面からの要望があって、2018年度から未就学児に対する部分は廃止されるということになったんですけども、このペナルティーについて、現在幾ら減額されているのか教えてください。

○保険年金課長（越中 洋君） ペナルティーの減額措置ということでございますが、国庫負担の減額措置の影響につきましては、国からの負担金等の通知から確定額につきまして、正確な額を算出するといったことは困難でございますが、医療費ですね、こちらのほうから推計いたしますと、影響額はおおむね470万円程度と、この程度になるというふうに考えてございます。なお、国は平成30年度の所要額につきましては、年末までに精査をするということでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 大体ということで理解をいたしました。

確定のもちろん金額ではないんですけども、まあおよそこの金額が2018年度から減額されなくなるということなんですけれども、この使い道について何か制限等はあるのでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 厚生労働省からの現在こちらに届いております数値の中では、見直しにより生

じた財源につきましては、各自治体におきまして、さらなる医療費助成の拡大ではなく、他の少子化対策の拡充に充てることを求めるというふうにされております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

なぜ拡充に使わず、ほかの少子化対策に求めるかというのは、ちょっと理解できないなと思ったんですけども、この浮いた財源については、ほかの他の少子化対策に求めるということではありますけれども、医療費助成の拡大に使うことも可能なかどうか、私として使い道について現在何か具体的に検討されているのかどうか教えてください。

○保険年金課長（越中 洋君） 現段階におきましては、さきの厚生労働省の通知以外は発出されてございませんが、今後、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令等が改正されるということになってございますので、改正の内容が今後正式に示されるものと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） この財源を医療費助成のさらなる拡充に使うという可能性も追求しつつ、この財源を有効に使うべきだというふうに思いますので、こちらについては早急な検討を要望したいと思います。

また、このペナルティーが一部廃止になるということの動きや、先ほども触れましたけれども、この全国の動向を見ましても、子供の医療費助成のさらなる拡充というのが求められている、これ必要だということが全国的な大きな流れではないかというふうに思っております。今後の課題として、18歳までの医療費無料ということの必要性については、ぜひ再度検討を行っていただいて、拡充に踏み出すべきだというふうに思います。

この18歳まで医療費無料化ということを実現した場合の市の負担につきましては、昨年、12月議会で尾崎議員も質問した際の御答弁では、所得制限を設けた場合は約2,000万円ということでした。例えば通院は含まずに、入院に対する助成を18歳まで引き上げたという他市の例もちょっと紹介しましたがけれども、この間の実績値でその負担を計算すると大体幾らになるのか教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 現在、市で実施しております義務教育就学児医療費助成制度に関しまして、現在15歳までということでございますけれども、これを18歳までとして所得制限をありにした場合の市の負担ということで、昨年12月では約2,000万円というようなことで御答弁をさせていただいております。毎年度ごとに医療費の単価はやはり伸びておまして、現時点での粗い試算でございますが、おおよそ200万円ぐらいふえておまして、2,200万円ぐらいの市の負担になるというふうに考えております。このうち、ただいま議員のほうから御質問がございました入院と外来で、入院のほうがどれぐらいかということでございますけれども、非常に粗い試算でございますけれども、入院と外来の比率からの単純な試算となりますと、そのうちの約1割が入院というようなことでございますので、200万円ぐらいというようなことになろうかと試算をしたところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 入院に対する助成というのは、他の自治体でも行ってる一例ですので、そういったことも含めて、さまざまな角度から18歳までの医療費無料、拡充ということに向けて、ぜひ一步踏み出していたきたいというふうに要望いたします。

1のところでも触れた神奈川県の保険医協会の桑島政臣氏の談話ということで御紹介したんですけども、この談話の中では経済的理由による受診抑制は、政府機関の統計を初め各種機関の調査でも明らかになるという

ふう述べてられています。さらに2012年に行われた国立社会保障・人口問題研究所というところの調査では、必要があるのに医療機関を受診しなかった国民の方、実に14.2%に上ってしまっていて、この5年前は2%だったというところから急増しているということがわかったそうです。患者さんの負担の過重感というのは確実に増してきて、とりわけ小さい子供を抱える、子供を抱える家庭というのは若年層世代であって、なおさら過重感、増してるといようなことが書かれています。

繰り返しになりますけれども、子供の命と健康を守るということのために全ての、今ひとり親の御家庭までは18歳までやっていらっしゃるということですが、全ての子供に対する底上げとして、医療を受ける権利を保障するということは、これやはり政治の責任だというふうに思いますので、本市においても、ぜひそういう視点に立って、さらなる医療費助成の拡充を進めていただきたいということを強く要望いたしまして、私の一般質問は終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中野志乃夫君

○議長（押本 修君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、今定例会の一般質問をさせていただきます。

まず1番目として、東大和市の障害者福祉制度に関する幾つかの疑問点について伺います。

①として、移動支援事業の月単位時間数が最大18時間と他市に比べて大変少ない理由は何であるのか。

②として、「東大和市総合福祉センター は〜とふる」に対する通所事業における送迎支援と同様の支援を他の通所事業所にはなぜ行わないのか、その点について。

③他市から障害者が転居してくることを極端に嫌うのはなぜなのか。障害者差別解消法と矛盾しないのか、その点をお伺いしたいと思っております。

2番目として、向原の都営住宅跡地の利用についてであります。

①として、東京都からの特別支援学校建設要請に関して、前向きに受けとめ、市にとってもプラスになる受け入れ案を東京都と検討すべきではないか。その点について伺います。

3番目として、桜が丘の国有地の活用について。

①として、（仮称）3市共同資源物処理施設の建設候補地に桜が丘の国有地は検討されなかったのか。この点についてお伺いします。

②として、前回の一般質問でも伺いましたが、この国有地にごみ焼却場をつくる提案について、東大和市はどのように考えるのか、改めてお伺いいたします。

この場での質問は以上です。よろしくお願いたします。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、移動支援事業の状況についてであります。移動支援事業におきまして利用者の方が利用できる月単位時間数につきましては、制度創設時に国が定めた事業概要や他市の状況を参考にして

上限を設けております。移動支援事業の目的が、障害のある方の社会参加のための外出を支援することであり、ますことから、成人の方については週1回、4時間程度の外出を想定し、一月当たり18時間を上限としているものであります。

次に、通所事業所における送迎支援についてであります。東大和市総合福祉センターは〜とふるにおけます通所事業は、公設のみ福祉園の事業を引き継ぐものでありますことから、車椅子用リフトのついた大型車両による送迎が必要であること、経費について補助を行っているものであります。

次に、障害のある方の転入への対応についてであります。障害者総合支援法の規定により、障害福祉サービスの利用に伴う給付費の支給は、障害のある方が居住する市町村が行うこととされております。そのため、グループホームや通所事業所の設置に伴い、市が支給する対象者が大幅にふえる場合には、事業所を設置する法人と事前に協議を行い、計画的に施設整備を行っているものであり、当市への転入を認めないということではございません。

次に、向原団地の創出用地であります。東大和市を含む北多摩地区におきましては、特別支援学校の設置の必要性は認識しているところであります。また、東京都議会議員等が東京都教育委員会等に対しまして、北多摩地区への特別支援学校の設置について申し入れを行っていることも認識しているところであります。一方で、向原団地地区は東京都の要請により、住宅以外の用途を制限する地区計画を決定した地区であり、今後到来する人口減少社会において、市の活力を維持するために住宅の立地を進めることは、有効な手段であると考えております。今後、市民の皆様にとって有益となるまちづくりについて、さまざまな角度から検討を行い、東京都と具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、(仮称)3市共同資源物処理施設の建設候補地として、桜が丘の国有地の検討についてであります。 (仮称)3市共同資源物処理施設の建設用地につきましては、小平市、武蔵村山市及び小平・村山・大和衛生組合との間で既に決定しておりますことから、当市のみでの検討はできない状況にあります。また、当該国有地につきましては、現在、警視庁において管理されております。

次に、桜が丘の国有地にごみ焼却場を建設する提案についてであります。現在、小平・村山・大和衛生組合では、ごみ焼却施設の更新に向け新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会を開催し、(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画の作成を進めております。また、平成29年8月には小平市清掃事務用地を借用した(仮称)不燃粗大ごみ処理施設の更新について、生活環境影響調査書の縦覧手続などを実施したところであります。このような状況から、施設整備用地につきましては小平市、武蔵村山市、小平・村山・大和衛生組合及び当市において確認し、事務を進めております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○22番(中野志乃夫君) それでは、最初の障害者福祉に関する質問を行います。

まず移動支援に関してなんですけれども、市長の答弁でも、もともとこの移動支援に関しては障害者の社会参加、外出をとりわけ促すような形で使われてきているのは、私も承知しておりますけれども、東大和周辺の東村山市、武蔵村山市、小平市、立川市では、実際現状、移動支援をどのぐらいの時間を各個人に与えているのか、供給できるようにしてるのか教えてください。

○障害福祉課長(小川則之君) 移動支援の月当たりの利用時間数についてでございますが、成人と児童で時間が異なる市もございますが、成人と比較しますと小平市で20時間、立川市で25時間、東村山市で8時間、武蔵

村山市が50時間というふうになっております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） せんだって障害福祉課のほうで、移動支援事業者に対しての事前アンケートですね、そういったことも行ってございますけども、その際でも移動支援事業に関して、やはり時間数が足りないということとか、もっと柔軟に対応して使わしてほしいという意見も出ておりました。

それで、今述べられたように、実は私もちょっと、東村山市が極端にちょっと8時間と少ないのは、これはちょっと私もなかなか把握し切れてないところもありまして驚いておりますけれども、ただ武蔵村山市ですね、隣の武蔵村山市が50時間を出してて、当市の18時間と極端に違う。立川市でも25時間ですね。結構、周辺の市で幾つか聞いてみますと、そういった、やはり武蔵村山市同様の時間数を出している自治体もあります。

それで、実際、事業者さんから伺うのは、自分の自治体ではそれだけ使えたのに、東大和市に来て極端に少なくなって大変いろいろ不便をしてる等々の声を実際聞いているんですけども、この辺に関して、逆に武蔵村山市がそれだけの時間数を出してる、東大和市が18時間と、この辺では、この間そういったことについて、時間数について論議したことはあるんですか、内部でも調整したことがあるのかお伺いします。

○障害福祉課長（小川則之君） 移動支援につきましては、利用者の方からさまざまな御要望をいただいております。その中で時間数に関しましては、上限の時間をふやしていただきたいというようなこともございますが、御本人の状態ですとか、まあ外出に関する支援ですので、外出をしやすい季節というものもございまして、季節や月によってより多く利用したいということで、月の利用時間数を次の月に繰り越せるようにしていただきたいというような御要望も来ております。それらの要望について、障害福祉課の中で随時検討はしているというような状況でございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 私は、先ほど言いましたけど、移動支援事業者に対して事前アンケートということで、いろいろ要望等、伺うということだったので、てっきり移動支援の時間数をもっと延ばすのかと、ふやすのかと思ってましたけども、実際はそういうことではなくて、ただ伺ったという形のようなんですけども、これ事前に伺ったというのは何か意図があったんですか。

○障害福祉課長（小川則之君） 移動支援事業者の連絡会を今年度、行いました。それに際しまして、事業者の方から事前に状況をお伺いしたわけですが、移動支援事業の中でそれぞれ困難を抱えてるということが課題としてあるということでございますので、その状況をあらかじめ把握して、今後、現在、次期の障害福祉計画の策定の作業をしておるところでございますが、そちらに課題を反映させていきたいというような意図もございまして。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） これはいろいろほかの事業者からよく聞く話なんですけども、やはり利用者さんにとって、中にはこういった制度を使わない方もいらっしゃいます。実際聞いてみると、そういう制度があるということも知らない場合が多くあります。これはあくまでも障害の各制度というのが本人の申請主義ですから、行政の側から、担当課から、こういう制度あって、使いませんかというんじゃなくて、あくまでも一応、障害課としては、一応通知してあるから本人たちが判断するというので、この間、そういう答えも返ってきてますけども、実際は障害者の人にとって積極的に使う人、使わない人の差もあるのが実情だとは思ってます。ただ、やはり例えば武蔵村山市が50時間って極端に多い時間数があって、東大和市が18時間ですから、よくその

差を言われて、せっかくなら東大和市、これある例ですけどね、東大和市に引っ越すよりは武蔵村山市に引っ越したほうが障害の制度がより有効に使えるからという話も伺うようなことがあるぐらい、この差が大きいもんですから、やはりこの点、時間数ですね、やはりふやす方向で検討していただけないかと思えますけども、この辺はどうでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 移動支援事業の利用につきましては、利用者、利用時間も毎年ふえており、それに伴い市が負担する給付費も増加しております。移動支援事業が含まれる地域生活支援事業と申しますけれども、こちらにつきましては国が2分の1、都が4分の1、市が4分の1という負担になっておりますが、国の予算の範囲内で補助するという事とされておりまして、実質の補助率は基準の2分の1という基準を大きく下回るような状況で、市の負担が過重なものとなっております。そういう点からも、利用時間の上限を上げるということに関しましては財源の措置が必要となり、財源の確保ということが大きな課題であるというふうに認識しております。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） 今の答弁ですけども、実際、決算の行政報告で見れば、今これは市の負担が昨年度で187万五千何かがしかという金額で出てますけども、この187万円というのが市の負担ということで、それが確かに前年度を見ると、それは若干、平成28年度のほうかふえてますけども、今言ったのはその金額のことでしょうか。さらに、これ以外にもっと負担がかかっているのか、その点はどうなんですか。

○障害福祉課長（小川則之君） 移動支援事業の給付費につきましては、行政報告書でも掲載をしておりますが、年間4,000万円以上、経費を要しております。この費用のうちの4分の1が、市の義務的な負担になると。その4分の1の負担というのが、国の予算に限りがあるということになりますので、実質の負担割合がふえているというような状況でございます。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） また改めて決算のときでやったほうがいいのかあれですけども、その金額はどこにいったのかということになります。ちょっと、これはまた決算でやるからいいんです。現状でいうと、じゃ約1,000万円ぐらいが市の負担になると、そういう認識でよろしいんですか。

○障害福祉課長（小川則之君） 先ほど御答弁いたしましたとおり、4分の1が市の負担ということになっておりますが、実質的な国の予算の範囲内での補助ということになっておりまして、実質的な補助率が下がっておりますので、4分の1というだけでなく、3分の1強の負担に現状ではなっておるといような状況でございます。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） わかりました。

ちょっと予算書の関係で、その辺が見えにくい形になってまして、どのぐらい実際、市がこの移動支援に対して経費を使っているのか、ちょっと見えなかったんで。これはちょっと改めて決算のときで、ちょっと質問させて、具体的な数字がどこに書いてあるのかお伺いしたいと思います。

そうすると、じゃ逆に言うと武蔵村山市とか小平市、立川市、周辺の市は、それだけの負担は各自自治体のほうで担って行っているということですよ。でも、それだけの要望があって動いているということの捉え方でよろしいんですね。

○障害福祉課長（小川則之君） 負担割合については各市同様でございますので、基準を超える部分については

市が負担をしておるといような状況でございます。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。

そうしましたら、この移動支援に関して、私とすればほかの事業者さんから、前から、以前からもうちよつと何とかならないのかという声、よく要望を聞いております。ですから、武蔵村山市の50時間とは言わなくても、もう少し周辺の市並みですね、数時間でも上げていただきたい、その点は要望とします。

次に、東大和市総合福祉センターは〜とふるに対する通所事業における送迎支援の関係ですけども、これに関しては、まず実際に、は〜とふるだけに行われてる事業、その支援ですけども、ほかの民間、同様の事業をやってる民間事業者には一切その支援がないわけですけども、具体的に、は〜とふるに対する支援の金額は、年間どのぐらいになりますか。

○障害福祉課長(小川則之君) 東大和市総合福祉センターは〜とふるは、昨年10月に開設をいたしました。

したがって、昨年10月以降の下半期での状況での答弁となりますが、市から送迎の経費を含めた運営費補助というものを実施しております。その決算額で申し上げますと、1,250万4,000円の補助となっております。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) 今の1,250万円というのは、下半期ということですよ。これがあれですね、もしかしたら年間を、1年間を通すと倍ぐらいになる予想になりますか。

○障害福祉課長(小川則之君) 年間を通しますと、おおよそその倍額程度というふうに認識しております。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) 先ほど移動支援に関して、約一千数百万円、なかなか市の負担としては厳しいと。

一方で、は〜とふる、特定の事業者、既に民間事業者ですから、特定の事業者には、やっぱりその超える、下半期で1,250万円で、単純に言えば年間2,500万円ぐらいの支援を行うという形になっています。全く同じ生活介護及び就労継続支援B型の事業をやってるほかの事業所に対しては、一銭も支援はないわけですよ。やはりこれ、ちょっと偏ってるというふうにしか思えませんけども、この間、このことについてどういう論議をされてるんでしょうか。

○福祉部長(田口茂夫君) 市におきましては、総合福祉センターにつきましては、従前から大きな課題としまして、計画等をつくりまして設置のほうをしてきております。そういったことで、基本的には旧みのり福祉園、こちらで行っている事業を引き継いでいただくということを基本的な内容としてございますので、こういったところは御理解をいただければというふうに考えております。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) もともと公設でやってたみのり福祉園の事業を引き継いだということだけの理由なんですよね。実際やってるのは、民間の事業者なわけですよ。その点においては、全くほかの民間の事業者と変わらないわけです。けども、その理由だけで、そういう形の支援を今後も続けていくのか、ほかの事業者には、じゃ少なくとももう少し何らかの措置をしようという発想は出ないのか。ちょっとこれは、これはやはりほかの事業者さんからもよく、どうしても納得できないという声を聞くんですけども、この間どういう、そういう検討をされてるのか、全くそれは無視していくつもりなのか、その点どうなんですか。

○障害福祉課長(小川則之君) 東大和市総合福祉センターは〜とふるに対する送迎の補助に関してでございますが、先ほど部長からの答弁いたしましたとおり、公設のみのり福祉園の業務を引き継ぐという趣旨から

行っておるものでございます。従前から公設の施設として、障害が重度の方、あるいは支援の度合いが高い方をみのり福祉園では受け入れてきたというような経緯があり、それをは～とふるでも引き継ぐという、そういう趣旨から送迎について補助をする必要があると。その際に、リフトつきのバス等を用いた大規模な送迎に関して経費を要するというところでございます。

この点につきましては、他市の状況等も調査をしまして、その中では26市において多くのほとんどの市において、公設もしくは公設に準ずる施設に対しては同様の措置をとっておると。一方、民間に対して補助を行っているというような市は、現状では見受けられないというようなことも踏まえて、このような補助を継続していくというふうな考えでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 他市もそうだとこのことのようにですけども、ちょっとそれね、また改めて私も調べて、その点はちょっと中身、確かめたいと思っておりますが、まず、は～とふるだけが重度障害者を扱ってるんですか。ほかの事業者でも、重度の障害者を扱って、実際は、例えばリフトつきの車両を買う。実際にも普通の車両に比べて相当高いですから、最低でも350万とかそういう金額がします。10人乗りとか、そういう車椅子を乗せる車両に関しては、いろいろ備品を含めると400万、500万いっちゃうんですけども。まあ大体いろんな事業者は、多少馬主協会とかいろいろ補助をもらってでも、やはり半額以上は負担したりとかして何とかそういうことで送迎をやってる実態があります。当然人件費も出ないですから自分たちで頑張ってる。

つまり、市の計画としても、障害のそういった生活介護部門等ですね、やはりもう、は～とふるだけで間に合うからいいという発想になるのか、計画的にもうほかの事業者はやっぱり必要なのか、そういう発想になりますか。つまり、余りにもこの差があり過ぎると、この実態ですよ。2,500万円もかけてるなら、もう少しほかの事業者とかなんかにも配慮してもよろしいんじゃないかと思うんですけども、その辺は変わらないんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害者の通所施設における送迎に関しましては、国の基準の報酬の中で送迎加算というものがございます。基本的には、障害福祉サービスの報酬の中に、送迎加算というものが含まれておりますので、送迎加算において送迎が賄われるものというふうな認識をしておるところでございます。

一方、は～とふるにおける送迎におきましては、リフトつきの大型車両等を委託事業者に委託をして運行をしていると。そういうことに関して多大な費用がかかるというようなことから、その送迎を確保するという観点から補助を行っておるといようなことでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 小川課長、これこの間も、今そのやりとりしましたけども、送迎加算というのは、これを生活介護なり就労B型をやるにしても、送迎をやっているところには同等につくわけですよ。今の発言だとは～とふるには、まるで送迎加算がつかないかのようにも受けとめられますけども、は～とふるだって送迎加算つくわけでしょう。それ以外に送迎加算はつくけど、本当に微々たる金額ですよ。それによっていろんな車を買えるような金額では当然ない。本当に人件費を出すんだって、ほとんどボランティアになっちゃうんですけども、そういう実態がある中で、は～とふるだけこれだけの金額が出る。マイクロバスですね、リフトつきマイクロバスの費用がかかるから、そういう形で年間そのぐらいの金額がいくというのは、確かに事情はそうでしょうけども、でもほかの事業者が同等のことをやって、それには大して、国保連から給付される送迎加算がついてるからいいでしょうっていったって、は～とふるだって送迎加算ついてるわけですよ。何でと

いうところは、どうしても疑問に出てきて当たり前じゃないですか。

だから、実際に各市が全くしてないのか、私はちょっと疑問なんですけども、例えば区なんかを見ると、やはりそういった事業者に対してもいろんな補助はしてるようです。市でも、そのやり方がいろいろあって、見えてないだけなのかなと思ってますけども、いずれにしてもこのことは、やはり余りにも差がある。本来なら公設から民営に変えたわけですから、その民営の事業者、法人なりが、本来そこが引き受けてやる話であって、は〜とふるに関していえば土地代も含めて、ほかに比べてどうしても必要だからということで優遇はされてきてます。その点に関して、いろいろどうなんだという声もありますけども、ただそれは市のほうとしても、どうしても公設から民営に変えたいと、いろんな経費のことを将来的に考えれば、そちらのほうで担ってもらうのが正しいという判断、それ自体、私も間違っていないと思いますが、ただやはり余りにもその差があり過ぎる現状だと、なかなかほかの事業者が、は〜とふると連携するのも、ちょっとなかなか微妙になってくる。いろいろ問題が今後も生じると思いますので、改めてこの点は検討していただきたい。そう思いますけども、どうでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員のほうから他の自治体の状況というふうなこともありましたので、つまびらかに私どもも全てを調べたわけではございませんので、そういったところは私どもも情報収集に努めてまいりたいというふうには思っております。

また、先ほど課長のほうから給付の関係のほうの話もございました。障害福祉サービスにつきましては、地域区分なども現在まだ低いところで抑えられておりますので、もう既に東京都のほうにおきましては、国のほうに見直しについても要望書を出されているというふうには聞いておりますので、市といたしましても、障害の事業者の方々が、そういったところで困らないような形の部分の検討は加え、また必要な要望のほうは東京都並びに国のほうにはしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 他市の実態等、確かにより詳しく調べていただきたいと思うのはそのとおりです。

それと、地域区分に関しては、これはもう私自身も直接、厚労省の担当者ともやり合いましたけども、その時点では確かに介護保険よりも数年おくれて実施するという形の話は確認しておりますから、確かにようやく来年度かな——ぐらいからちょっと変更になるという話は聞いておりますけども、引き続き市からも確かにきちっと、余りにも地域区分の差があり過ぎるし、その辺は要望していただきたいと、そう思います。

次の問題に行きます。他市から障害者が転居してくることということに、あえてこういう形で表現させていただきました。この点は、なぜそうしたかということ、ちょっとこの間の障害福祉課の対応の仕方、大変いろいろ疑問があるということから、こういう質問をさせていただきました。

本来、福祉部の役割というのはどういうものなのか、その点ですよね。障害者のためのいろいろ施策をやろうという事業に関して、それをチェックして、やめろという、そういうことはするというのが福祉部の役割なんでしょうか。本来なら市の計画でもまだできていない部分に関して、積極的にそれを対応しようとする事業者に対しては、市の計画ではまだできてないけど、補助は出せないけども、支援するというのが本来の姿ではないかと思うんですけども、その点はどうなんですか。

○障害福祉課長（小川則之君） 市におきましては、通常の場合、転入を認めないというようなことは一切ございません。先ほど市長の答弁にありましたとおり、事業の新設等に伴い、給付費の対象者が大幅にふえる場合には、事業所の設置を予定してる法人と協議をして、給付費の措置を含めて、予算措置を含めて計画的に対応

しておるものでございます。

御指摘の事例につきましては、特定の事業所が対象者への支援を行う過程の中で複数の方が転入して、新たに障害福祉サービスを利用する見込みが生じたというようなお話でございまして、そのことにつきまして事業者に対して、これまでの経緯ですとか支援の方向を確認させていただいたというような事例でございまして、

以上です。

○22番(中野志乃夫君) 確かにそういう言い方もできると思います。今の課長が述べたような言い方も。ただ、本来なら、その事例に関していえば、もともと精神障害者の方たちのグループホームが、まだ東大和市には十分ない、数が足りない。とりわけ今東京都の制度を含めて、いわゆる通過型のグループホームは補助金も多く出るので、そういったグループホームはなるべく多くつくろうという事業者は多くあります。けれども、なかなか3年で、また新しいアパートを借りてくださいと言っても、なかなかできない実態が精神の方の場合、多くあります。それなので、その精神の方たちの要望で、滞在型のグループホームを検討してくれないか、そういったものがあっていいんじゃないか。さらに、精神障害、さまざまな中の障害ありますけども、とりわけその中で広汎性発達障害、最近いろんなところで話題になっておりますけども、その人たちが本当に行き場がない、なかなか生活が困難である、そういった共同生活も難しい。

けれども、どうしてもそういった人たちのグループホームが必要だということの要請を受けて、そういったグループホームをつくりたいということを市に再三お願いをしてくれているけれども、市の計画では予算がつけられないという回答が来てました。何年かそういったお願いをしてもね、市のほうではなかなかそういったグループホーム、予算はつけられない。逆に言うと市が認可してくれれば東京都は予算をつけるのは間違いないんですけども、市のほうが受け入れてくれないんで仕方なく、民間のアパートとしてそういった事業を始めようとした。そのことに対して、まるで呼びつけて恫喝するような言い方でね、これ誰が責任者なんだ、誰がこれを面倒を見るんだとか、何でそういう言い方できるんですか。全くおかしいですよ。

そういった市ができてない、やれない事業を民間で何千万円も借金を背負ってやろうとしている事業者に対して、どうしてそういう対応をするのか。全くおかしくありませんか、これは。

○福祉部長(田口茂夫君) 説明の趣旨としましては、障害福祉課長からお話がありましたとおり、市といたしましても計画行政で実施をさせていただきます。当然その内容につきましては、毎年度、予算の確保というところも必要でございますし、今議員のほうからお話がありましたとおり、通過型といったものにつきましては、現在市内でも幾つかございますけども、今議員のお話のあったグループホームの形態については、現在の計画でもその設置の計画がないというところでございます。事前に抗議をいただいた内容につきまして、確認をしたというところの中ではございましたけども、今お話のありましたとおり、事業者の方に不快な思いを与えるというような点がございましたら、今後、職員への接遇指導も含めまして、そこは徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 今回、私がそのことで思ったのは、やはり他から、今回の場合、重度の障害者じゃありませんけども、そういった障害者が来るのを、うちの東大和市はなぜか極端に嫌うのかなという、そんな思いからこういうふうな書き方をしたわけです。これは先ほど答弁でも、これは確かに正直な答弁で、そのとおりなんでしょうけども、障害者の例えば移動支援もやると市の負担が多くなる。そのことによって財政的にも福祉部のほうで、障害課のほうで、またいろいろ市のほうに財政要求するのが困難であったりとか、なかなか

か簡単にはいかない。そういう思いは確かにあるんですが、ただ障害者そのものは、障害者の人たち、当然ながらどこにでも行く権利はあるわけです。東大和市に住みたい。重度の方が東大和に住みたいというなら、それなりに理由がある。それはそれで結構な話だとして受けとめるべきじゃないですか。

実際、東大和市に神奈川から転居してきたある障害者の方は、東大和市で今一生懸命、相談員もやって、東京都からもこの間、表彰されましたよね。重度障害者です。一生懸命頑張って仕事もして、いろいろな活躍もしている。それも評価されてる。障害者だから全部負担があって困るというんじゃないで、その人たちは当然どこにでも生きる権利はあるし、移動する権利はある。好きな自治体に行って、好きな場所に行っているいろんな活動をしたい。当然そうあるわけですから、少なくとも今回たまたまそのグループホームに関しての話の中で、公的な補助を得られない形で進める場合に、当初、入ろうと思ってた人たちが、公的補助がないとなかなか入れないと。いろんな制度的な問題でも、ちょっと難しいということになって、逆に制度的な補助がないグループホームなら、他県からの来る障害者の人も入りやすいということで、依頼をされて病院とか、いろいろなケースワーカーから、各事業者から依頼をされて受け入れてくれないかということがありました。そのために他県から障害者が来ることになった。

そのことに対して、いきなりですよ、呼び出されて、何で障害者を連れてくんだと、東大和市に。何で他県の人に来るんだと。それは前提としてね、いや何で他県から来るんですかって聞いて、いやいろいろ準備がありますし、事前に紹介してくださいならいいですよ。いきなり呼び出しといて、その内容が何で他県から連れてくるんだと、聞いてないよと。そのことで、単純に言って給付費とかいろんな関係で困ると。そういう態度がもう見え見えの態度でね、こういうものを、ある意味、民間のアパートの形式ですから、まだ行政からとか言われる筋合い全くないのに、この責任者は誰がやるんだと。しかも、この内容でできんのかみたいだね、そういう対応をしてくる事例だったわけです。そしたら、普通だったら、もうそのことだけで、その事業やめちゃいますよ。東大和市は本当に福祉、障害福祉には冷たいと、ひどい対応をする市だという認識を受けてやれなくなっちゃいますよ、一般の事業者なら。私はだから問題にしてるんです。今回の余りにも対応がひど過ぎる。

だから、福祉部長のほうで今、それは何とかもう一度、そういうことないように検討すると言ってるのであれば、そのとおりに信じますけども。本来だったらあれですよ、障害者差別解消法に完全に矛盾してますから、行政を訴えることだってあり得ますよ。

ちょっと一例、挙げますけど、以前、東大和市は障害者の窓口を2階に持っていくと、突然そういう方針を出しました。それに対して各障害者団体が本当に怒って、どうなってんだという話になりました。結果的に市長の判断で、その当時、その計画は撤回されましたけども、その際、障害福祉課なり福祉部は、何でその案に対して反対しなかった。大変疑問に思いました。

やはりそのときから、私からすると本当に障害福祉課、福祉部は、障害者に対する視点が、基本的な視点、持ってるのかと。どこか欠けてないかという疑問を思いましたけども、その辺の一連のことについて見解があればお伺いしますけども、どうでしょう。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かさせていただきました。私どものほうの不手際というか。

ただ一言、障害施策について東大和がおくれてるというようなことは取り消してもらいたい。というのは、先ほどお話があったように、過去において確かにそのようなことがありましたけれども、ただそういうふうなものを、やはり人には間違いとかいろんなものがあると思いますけど、それを一つ一つ解決してこうという努

力だけはしてきたというふうに思っています。

それから、障害の方に対してどうのこうのということは、私自身は持ってございませんし、職員にもそのような指導をした覚えはございません。そして、また先ほど表彰された方がおいでになるということですけど、親しくおつき合いをさしていただいています。いろんなことを、お互いに、お互いの気持ちを伝えていながら現在まできているわけでございますけども。

それともう一つ、障害に対して私が考えてるのは、やはりそういう方が普通の人と同じレベルにまで持っていくというところが必要なんだというふうに思っております。ですから、今回も普通教室、普通学級の中に、保護者の方からどうしてもということで、障害の方が普通教室へ通っている小学校もございます。幾つかですね。そしてまた待機児の中にも障害の方がおいでになるということでもあります。ですから、五体満足ということではなくて、やっぱり障害のある方に対しても同じようにきちっとやっつけていこうというのが基本的な姿勢でございます。ただ、予算的な問題とかいろんなものがございまして、全てにわたって十分な対策ができていないというところも十分認識しているところでありますけども、東大和市が障害に対してそのような後ろ向きのような対応をしていくというつもりはございませんので、その辺のところだけは十分認識をしていただきたいというふうに思います。

○2番(中野志乃夫君) まさに市長がそうおっしゃっていただけるなら、ぜひそういう行政運営をお願いいたします。少なくとも市長のその思いが、今回の例でいえば十分、私から言わせれば職員に伝わってない。そういうふうにとめたので、今回の質問をさせていただきましたけど、市長みずからがこの議会でそうやってはっきり断言していただきましたから、今後、市の職員が頑張ってくれようことを注目したいし、その点に関しては私も協力することは全く惜しみませんので、その点で今後、障害福祉が東大和市で発展的に進めるような形を強く望んで、この質問は終えたいと思います。

○議長(押本 修君) ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時28分 開議

○議長(押本 修君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番(中野志乃夫君) それでは、2番目の向原の都営住宅跡地の利用について、再度質問をさせていただきます。

まず初めに、この東京都からの要請の問題に関して、まずこの問題自身、こういう要請があるということは、前の尾崎利一議員が資料要求した中からわかりました。大変そのことは驚きだったんですけども、なぜ東京都からのこの要請に関して、議会側に報告をしなかったのか、理由をお聞かせください。

○都市計画課長(神山 尚君) この向原の件につきましては、平成29年の1月12日付で、東京都から向原団地の創出用地の活用について市と協議を進めていきたい旨の通知を受けまして、同月23日付にて東京都の通知文の写しを市議会議員の皆様へ情報提供したところでありまして、協議中であること自体は議員の皆様にお伝えしているところでございます。

6月の段階では、特別支援学校が向原団地の創出用地に必要な理由などを東京都に照会していた段階でございまして、詳しい内容について市としてお答えできる段階ではなく、臆測や誤解が生じることも考えられるため、積極的な情報提供の段階ではなかったと考えております。

また、この件は交渉事という側面も有しております、一般的には両者で協議を重ね、事案の内容の確認を得て、一定の方向性を整理した段階でお知らせすることが適当だろうと、このように考えております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 1月19日に情報提供があったということですが、具体的なこの特別支援学校を持っていきたいというところまで情報提供されてましたっけ。どうなんですか。

○都市計画課長（神山 尚君） 内容につきまして、創出用地の活用内容につきまして、改めて検討を行っているところです。ついては、都営向原団地の創出用地の活用に当たり、貴市との協議を進めてまいりたいというお話の段階でございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） そもそも私もその市からの通知を受けて、もともとあそこの用地が、たしか借地権か何かの関係のある住宅用地として、その話が一旦断ち切れになって、改めて何らかの理由をしたいという話としては受けとめました。けれども、具体的なこの内容に関しては全然聞いてなかったし、これ見ると協議中でと言いますが、東京都はかなり具体的に要望を出してますよね。つまり、4月14日に関してもそうですし、その後もですね。とにかくそれで東京都の内容から見ると、平成29年の夏から秋ごろまでに基礎調査の契約手続を開始する最短スケジュールで計画したいとか、東京都側はかなり具体的な内容を出しているわけです。そのことで、協議中で煮詰めてからというのも、ちょっと腑に落ちないんですが、つまりそこまで知らない間に全部決めて議会に報告しようと思ったんですか。

○都市計画課長（神山 尚君） そうですね、この内容につきましては、東京都といろいろな協議、照会をやっている段階でございました。その内容といたしましては、例えばこの向原の土地になぜ必要なのか、そういった点とか、またこれ仮にできた場合に、市にどのようなメリットがあるのかとか、その辺を回を重ねながらいろいろ確認をしていると、そういう段階でございました。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 1月から回を重ねてというのは、ちょっとまず具体的に何回ぐらい重ねたのか、それと具体的なこの内容が明らかになったのが、先ほど言ったような資料要求があってからですから、それがなければこういう話が具体的に進んでって、全く議会も知らなかったわけですよ。ちょっと意味がわからないのは、そこまで調整をする、つまり一切明らかにできない特別な理由があるのか。私は、この特別支援学校の東京都側の要請からすると、そういう理由は見当たらないような、とにかくこういうところ、あそこの土地があるから、ちょうどいい形で、ぜひつくらせてくださいということでね、当然議会にも諮って、議会からのいろいろ意見を聞くべき問題ではないかと思うんですけど、特別な何か議会に出せない理由があるんですか。

○都市計画課長（神山 尚君） 繰り返しになりますけれど、協議の途中でございまして、未成熟な情報が確定した情報と誤解されて混乱を起こすと、そのようなおそれもあることですから、情報提供の段階ではないというふうに判断したものでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） じゃ、再度お伺いしますが、どの段階で出すつもりだったんですか、じゃあ。

○都市計画課長（神山 尚君） 一般的には、両者で協議を重ねまして、事業の内容の確認を終えて、一定の方向性が整理された段階でお知らせするというのが適当であろうというふうに考えてます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） かなり漠然とした内容なんですけども、その答弁だね。私が見る限り、東京都からの要請というのは極めて具体的ではっきりとしています。こういうものをつくりたいと。そのことで支障を来すというのは、それは明らかに市側の判断としか思えません。つまり、市にとって、ここはもともと住宅用地にしたいと、そういう思いがあってね、こういうものをつくられては困るから出せなかった、そのための調整をしてたということじゃないでしょうか。

○都市建設部長（直井 亨君） 今この土地につきまして、市のほうが住宅用地にしたいというふうにおっしゃられましたけれども、この土地につきましては、東京都のほうが住宅にしたいということで、要請を受けて都市計画の変更まで、決定までさせていただいて、そのような制限をさせていただいたものでございます。そうした点でいえば、この土地の利用を変えるということであれば、それについてそれなりの理屈が必要になってまいりますし、単に北側の土地だけでなく、南側の土地も含めてどのような土地利用をしていくのかということが明確にならなければ都市計画の変更もできず、都市計画の変更をした後で地区計画条例の変更も議会のほうにお願いしなければいけないということにもなりますので、それなりの理屈が立たない限り、このことはなかなか困難であるというところから、今まで議会のほうにはお示ししてなかったというところでございます。以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 今の答弁ですと、それならば東京都教育委員会が勝手な単独行動でそういうことをしたので、東京都の建設局か何かですね、住宅局との調整が必要だったからという意味合いですか。

○都市建設部長（直井 亨君） 教育庁が本件につきまして来てるのも事実でございますけども、同時に都市整備局の住宅担当部局の者もこちらに参りまして交渉してはおります。土地を持つてるのが都市整備局であるというところから、そうした点で都市整備局も一緒に参っております。ただし、先ほども申し上げましたけども、こちらの土地利用につきましては、都市整備局からの要請によりまして、土地利用を住宅に限定するような土地利用にしたという経緯がございます。それを変わるということであれば、全体の土地利用をどうするのかということ、北側の土地も含めまして都市整備局として明確に示す必要があるんじゃないかなというふう考えておりますけども、現在のところはっきりと示されておりますのは北側の土地でありまして、南側の土地につきましては生活中心地にしたいという漠然なものは来ておりますけれども、具体的に2.7ヘクタールの土地をどうしたいということにつきましては、まだ不明確なところもございますので、市としましては南側の土地も含めまして、全体の土地の利用が市にとりまして、それと市民にとりまして有効なものになるよう、今後もし土地利用を変えるということになれば考えていきたいというふう考えてるところでございます。

○22番（中野志乃夫君） 今の話ですと、実際その都市整備局とそういうやりとりしたという話も今、初めて聞きました。そういう情報も、決して議会には流されていない。そして、その問題は、確かに東京都がもともと市に対して、そういった住宅をつくるという目的であそこを計画したけれども、言ってみれば不正ですか、何かがあって頓挫したからずっとたなざらしになってたわけですよ。そのことに関して、市として、いやそのまま住宅を建ててほしいということをお願いして、言ってみれば都の教育庁とちょっとやりとりしてるということならね、まだそういうことなのかとわかりますけども、今の言い方ですと都市整備局の方針も定まってないという段階として受けとめていいんですか。つまり東京都教育委員会と話し合いもついてないと、そういう段階なんじゃないでしょうか。

○都市建設部長（直井 亨君） 南側の土地につきましては、生活中心地として土地利用を見直していきたいという話は来てはおりますけれども、ただその中の土地利用を具体的にどういうふうにしていくのかは明確には

なっておりません。市としましては、都がここを住宅地にしたいということで、土地利用の詳細を定めたわけでございますので、それは市にとってもメリットがあるということで、それを認め、都市計画を定め、地区計画条例のほうも議会のほうにお願いして定めさせていただいたわけでございますので、私どもとすればこれが既定のものとしてございますので、原則としてこれでやっていきたいという考えではございます。

ただし、今後、その学校も含めまして全体の土地利用がですね、生活中心地と学校等が明確になりまして、現在の計画よりもよりよいものに、市にとりまして、市民にとりましてなるといものが判断できましたときには、都市計画の変更、あるいは地区計画条例の変更等をお願いすることはあろうかとは思ってはおります。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） つまり部長さんの判断でそこまでの話が進んであるならば、どこで議会にその辺の情報を提供するつもりだったのか、ちょっと明確じゃないと思います。つまり、まだ都整備局のほうが、東京都の教育委員会の内容は受け入れられないと、東京都同士でやり合ってた全然話が進まないという段階ならわかりますよ。もう少し東京都の中の調整が済んでから、市と交渉して、それから議会にも報告というならまだわかりますけども、今の話ですと南側の用地は住宅として、どうもそのとおりのやれそうだと、いけそうだと。ただ北側のほうは、わざわざ地区計画までやったのをもう一回見直して、それを受け入れるかどうかしなくちゃいけないという段階で、まだ調整がつかないという話ならば、当然議会にも出してもいい話じゃないですか。つまり、よりよい方向で、その土地利用を図るという段階の話ならば、当然そこまで話が、東京都内部での意見調整もできてるならば、当然議会に諮って、やっぱり意見も聞くべきではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとありますけども、この関係につきましては、まだ現時点で東大和市、先ほど部長のほうから話がありましたように、あそこは住宅ということで、地区計画を立てて今まできたわけで、今でもそういう状況でございます。先ほど私の答弁で申し上げましたように、人口減少ということを考えれば、あそこが優良な住宅地になるということは、東大和にとってはプラスであるというふうにも考えているところであります。ただ、所有地が東京都ということでございますので、まだ先ほど言いましたように学校と、そして敷地全体、要するに宅地になる予定だったところ全体を含めて、まだ私どもとしては東京都のほうからきちっとした内容についての御説明も受けてございません。私自身が、これは学校にしようということ、やっぱり市民の皆さんとかいろんな方に、これからお話を聞いた上で、最終的にこんな形、こういうふうなものになれば私どもとしても納得できますので、よろしく願いしますという形になるかなというふうに思ってますけども、今の時点でそうしますというふうな、私自身はまだ決定しているわけではございませんので、十分東京都のお話を聞いた上で、こういう形でというか、こういう形にしたいと、そんな状況にして、議会のほうにはきちっと説明するというふうな方法でいきたいなというふうには思っていたところでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと今、市長の答弁、それはそれでまた少し考えもあるんですが、ちょっとその以前の問題として、この間、再三、私が気になるのは、市としては住宅がもっと欲しいと。いわゆる人口減のこと、対策ということかもしれませんけども、そのこと自体は東大和市の適切な人口規模をどのぐらいに見て、どういう形の住環境をつくっていくかという具体的な方針で出していましたっけ。ちょっとその辺はどうですか。

○副市長（小島昇公君） まち・ひと・しごとの中で、人口ビジョンを推計してございますが、8万6,000人の

市民が7万人近くに下がってしまうと。そこを何とか8万人近く、7万9,000人ぐらいまで持ち上げたいという市の大きな計画のもとに、あそこについては住宅をぜひ欲しいという考えでいるというところでございます。以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) この間、マスコミ等で、自治体が人口減でかなり消滅するんじゃないかとかいう大きなキャンペーンがいろいろありまして、その点、論議が多く出されております。けれども、果たしてそうなんだろうという疑問を持っております。つまり、当初、確かに東大和市は、私が以前、議員、最初のころ議会をやったときには、ちょうど今の人口が最適な規模だと、8万五、六千を目指していくという形でやってきました。それ今、現状8万五、六千にきてます。確かにそれ以上ふやす必要ないけども、今後、人口は減少していくだろうという前提なんですけども、ただ内閣府などのいろいろな資料なんか見ますと、確かに人口減で何とかしたほうがいいんですけども、人口密度との関係で、出生率、やはりその辺のことも検討すべき課題ではないかということが出されております。単純に人口がふえればいだけじゃなくて、その地域の人口密度などを勘案しないと、本当にそのまちにとって適切な規模というのは図れるのかどうかというのは言われてるわけなんですけども、そういう検討をされた上で、そういう計画を出されてるんでしょうか。

○副市長(小島昇公君) 人口ですね、8万6,000人が7万人近くという人口の中の構成でございますが、今やはり少子高齢化ということで、既に4人に1人が東大和も65歳以上の高齢者という中でいいますと、まだしばらく高齢化率はさらにふえるだろうという中では、市といたしましては、労働ができるところの人口を何とかふやしたいと、そういう考えがございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 確かに労働人口をふやしたいというのは、まさしくそのとおりですけれども、このことはもっと緻密に計算して、やっぱり計画を出すべきことではないかと思っております。つまり、本当に住環境がいい、そういう密集したところに人がいっぱい来て、そこで幾ら労働人口、生産できる年代の人たちがいっぱい来ても、密集したところで無理やりそういった環境をつくっても、結局はそこに定住しない、離れていってしまう、さまざまな問題があるはずなんです。

ですから、私のイメージしてるのは、東大和市はある面、緑もあっていろいろな環境もいい。そこで、確かにそういった人たち、子育て世代が来れるような政策を掲げるというのはよくわかるんですけども、だからといって何でもかんでも人口が必要かという、もう一回ちょっとその辺は検討する必要があるんじゃないかと思っております。ちょっとその前段として、そういうことを私としては考えてるし、前回のだったか、前々回の一般質問でも、私は本来、北側の土地は、恐らく間もなく来るであろう東京大震災といいますか、関東大震災といいますか、そういった大震災に備えた、そういった空き地としても活用すべきじゃないかと思ってました。ただ、私とすれば、そこに学校、特別支援学校が来て、そういった対応もしてくれるなら、私がかえっていいんじゃないかと。いざというときには、そういった人たちがそこに避難場所に使えるとか、そういう環境であれば、私はこの案は大変プラスになる案だと思ってるんですけども、この間のちょっと今までの答弁を伺いますと、基本的にそういう特別支援学校が来ること自体が、ちょっと迷惑なような印象を受けてしまうんですけども、その辺はどうなんですか。

○副市長(小島昇公君) 特別支援学校がノーだという話ではないんです。あそこに当初の計画どおり、定期借地で勤労世帯の人に住んでもらいたいというのが、周りの人たちにも説明をして、みんながそれを望んでいるというところで、東大和市としてはそれを望んでいますよというお話をさしていただきました。

北多摩のこのエリアで特別支援学校が、やはり通学に時間がかかったりということで不足してるというお話は理解できるんですけども、東大和の向原でなければいけないというところまで、よくちょっと理解できないところもございましたので、そういうお話になってるということだと思います。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 向原じゃなく、向原だから疑問だというふうにも受け取れますけれども、逆にあれですか、東京、清原のあっちのほうだったらまだ交渉の余地があるという認識ですか。

○副市長（小島昇公君） 向原は住宅がと、はっきりしておりますから、北多摩、このエリアでというふうに考えておりますので、東大和でなくても近くならいじゃないかというところも考えております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと副市長とは見解が異なると思いますけど、私はかえってそういった学校施設が来るのは大変喜ばしいことではないかというふうには思っております。そのことによって、さまざまな障害者福祉を含めて、いろんなことで福祉が充実できる環境としてね、市としても積極的にかかわることによって、そういったことがね、まちづくりの一つのプランが立てられるんじゃないかと思っております。ですから、私はせっかく東京都がそこまで具体的に言ってるんですし、都市整備局なりとかそういった調整がつくんであれば、市としても積極的にかかわって、市としてこういう利用をさせてほしい、こういう形でやってほしいということ言うべきではないかと思っております。いずれにしても、ちょっと今の段階では、とにかくまだいろんなことが煮詰まってないという段階として、正式な話としてはいつごろ上げるとか、そういうめども立ってないんでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 東京都との調整ということになりますので、日程については今後と考えておりますが、議会が終わるまでは調整をできるような状況でないというふうに考えております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。じゃ、これはまた改めて別の機会に取り上げさせていただきたいと思います。

3番目の桜が丘の国有地の活用についてであります。

現在進められてます（仮称）3市共同資源物処理施設の候補地、前回、私が一般質問でも取り上げた桜が丘の国有地なりは、建設候補地として検討されなかったのかということですが、この辺は全くされてなかったという理解でよろしいんですか。

○環境部長（松本幹男君） 先ほども市長の答弁にございますように、資源物処理施設の建設の用地につきましては、もう過去に3市と衛生組合の間で決めております。したがって、当時、当該国有地が使用できる状況にはなかったことから、そこについては検討の場所としては入っておりません。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。

そうすると、今回のこの国有地が、そういうほかでも使えそうだと。つまり、市なりが検討していけば、いろいろ交渉ができるという判断は、そういう話はいつごろから始まっているんでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 済みません。ただいまの御質問なんですけど、そのような国有地の活用がというところのお話なんですけど、私どもは事業を進めていく中で、今まで国有地を一つの利用できる場所という位置づけでの検討は行ってございませんので、ただいまのちょっと御質問については、適切な回答はちょっといたしか

ねるかなと思っております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） じゃ済みません、ちょっと質問を変えますけど、関東財務局から今回の国有地に関して、いろいろな利用ができるんじゃないかという打診はあったわけですね。それはいつごろからだったでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 私ども環境部のほうで、国有地の活用の打診を国から受けたのではというような御質問なんですけど、大変申しわけないんですけど、私ども環境部のほうに国のほうからしかるべき照会等は受けてございません。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） じゃ環境部は受けてないけども、ほかの市の部局も受けてないんですか。たしか受けてたんじゃないかと思うんですけども。

○環境部長（松本幹男君） 市という部分で、議員が今御質問されてる場所というのは、警視庁が今管理してる場所になっております。ですから、恐らくこれは、恐らくという話で大変恐縮ですが、国においても、今普通用地として扱っているのかなというところがちょっと疑問に思ったりします。ですから、警視庁というところが管理をしている場所でありながら、現在、国がそれを私ども東大和市に対して貸しますとか、譲りますとか売却するとか、そういった形のお話は恐らくできないんじゃないかなということになろうかと思えます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） この間、ちょっと言ってる意味がね、環境部に対しては確かに言ってなかったかもしれないんですが、その国有地が使えるかどうかということに関していえば、あの土地ではなくても、市内にある国有地に関して、関東財務局からいろいろな活用の打診というのは来てましたよね、この間。こういう使い方、福祉施設でどうかとか、そういったやりとりというのはいつごろから始まりましたか。

○環境部長（松本幹男君） 国有地の活用の打診というのが、あくまでも私どもはごみ処理施設という形の中で動いておりますので、多分、恐らく今議員がお話にされている部分は、1つにはまた違った国有地のお話のことだろうと思えます。ですから、私が申し上げてるのはあくまでも、ここで質問いただいている上での国有地のほうのお話をさせていただいておりますので、まずは国有地という言葉の中で、2つが今まざってるのかなと思っておりますので、あくまでも私どもとしてお答えしているのは、御質問いただいたほうの国有地でございますので、そういった意味では国のほうが今払い下げ等ができるような状況下にはないということで、先ほど申し上げたところでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） だから、松本部長は今環境部の立場で、そのごみ処理云々ということからということなんでしょうけども、私が今、改めて聞いているのは、この間、議会にも国有地に関して、別の場所だと思えますけども、関東財務局から取得に向けてとか、いろんなことで打診があった報告が議会にも出されてきたと思ってます。出されてはいたはずなんです。いつごろからそれが、そういう打診があったのかをまずお聞きしたい。そういうことの質問ですから、別に環境部が答える質問じゃないと思ってるんですけど。企財部かほかが答えるべき質問じゃないかと思えますけども、どうなんでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 桜が丘3丁目の国有地の関係でございます。打診というか、現在のこの国有地は警視庁が管理してるということです。一方で、東大和市としては、消防署の仮庁舎をつくる場所がないと

いうことで、そこが課題としてありましたので、それを別個の交渉というか、お願いという形で仮庁舎のために国有地を使わせてもらえませんかというお願いをさしていただいて、それで利用について、借用について回答があったという形です。ですので、その全体をどうやって活用するかというのは、現在の段階では特に国のほうからどうだということはないんですが、ただこの借用する中で、国のほうから言われてるのが、全体を見据えた中で32年度中の取得に向けて市としても利用計画をつくってくれないかと、策定をするようにということで条件が付されてるということになっております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと再度伺いますけどね、いつからそういう打診をされて、そういう答えと交渉してるかっていうことを聞いてるんですよ。いつからと。そこはどうなんですか。

○企画財政部長（田代雄己君） いつからという今御質疑でございますけれども、これは平成27年度に国のほうから借用の回答いただいているわけですが、その前に消防署のほうから、消防庁のほうですか、依頼をいただきましたので、正式にはそこを踏まえて東大和市でも国有地をお願いに上がったということでございます。以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） その消防庁の依頼というのは、じゃいつからあるんですか。ちょっと私は時期を非常に気にしてて、それを聞いてるんですけど。消防庁からは、いつ市にそういう依頼があったんですか。

○企画財政部長（田代雄己君） 消防庁のほうから正式な依頼ということで、27年の1月15日付で市長のほうに依頼をいただいているところでございます。

また、現在、国有地自体は警視庁が管理しておりますので、ですので今の段階では行政財産という扱いで、国のほうは考えてるというふうに認識しております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ちょっとその辺が、私とすれば非常に曖昧だなと思うんですけども、そもそも警視庁が管理している場所を消防庁が東大和市に打診をしていくということがちょっとよくわかりません、私は。つまり、消防庁が警視庁に直接かけ合って使わせてくれないかという話だったらわかりますよ。そうじゃない扱いになって、なぜなのか。そこはどうなんですか。

○市長（尾崎保夫君） 消防庁のほうからは、新青梅街道の拡幅であそこを一度出なければならぬと、今の庁舎。そして、東大和市ということであるもんですから、打診があったと、消防署のほうからですね。私どもとしては、いい場所をきちっと確保しないと、消防署が東大和と武蔵村山市、両市ですから、ほかの市って言い方はおかしいですけども、適地をほかのところにもっといいところがあるからということで移設されても、私ども東大和市の防災等を考えると、あそこの位置からは動いてほしくないというふうな強い、私自身、思いがございまして、そのためには結構広い土地を確保しないとだめだということなので、あそこの土地しかない。要するに消防署が希望する大きさを確保できる土地はあそこしかないということで、何とかしろということで職員が、当時は関東財務局でしたすかね、何回も何回もお伺いして、何とか一部をお借りすると。期限がたしか三十二、三年ぐらいまでかなと思いますけど、それで現状になってきているということでありまして、これから消防署のほうと具体的に、移設してどうなんだと、いろいろとこれから工事とか含めて具体的に進んでいくんだらうというふうに思いますけども、何としても確保しないと消防署そのものが、あそこに確保できないんじゃないかなということもありまして、何とか国有地をとということで、日参をするくらい職員には行っただいて、何とか確保したというのが実情でございます。

以上です。

○議長（押本 修君） 質問者に一言だけ、この通告と今の御質疑は少し離れてると思いますので、注意をしてください。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと今、議長の発言ですけどね、桜が丘の国有地の活用についてというのが本題ですから、そのもとで3市の共同施設の問題、その後にごみ焼却場をつくる提案についても出してますので、当然絡む問題です。つまり、今の論議がないと進まない話なんで、そういうことで質問をさせていただいております。

要は、私としてはあの国有地があって、その活用を、結局、今の話ですと市のほうには32年度までの取得も含めて検討してくれという話が、これ実際あるんですか。ちょっとその辺のやりとりがよくわかりません。つまり、関東財務局と交渉してきてというのはよく、この間も議会に対してその報告はありました。それは聞いております。その中で、先ほどの答弁だと公共財産なのか普通財産なのか、ちょっと判別もしないという扱いですけども、関東財務局とは正式にここの国有地はどういう扱いで言ってるんでしょうか。一応その辺は市とやりとりの中でも言われてると思うんですけども、その辺を教えてください。

○企画財政部長（田代雄己君） 繰り返しになりますけども、ここの国有地につきましては警視庁が管理してるということで行政財産になっております。仮にそれが、警視庁が使わない、あるいは行政で使わないという普通財産になりますと、そこで処分に当たって具体的な手続が動いてくるというふうに考えております。そういう場合には、国有地が財務省に引き継がれて、そこから国が定めるその方針に基づいて、地元自治体に取得の要望があったり、あるいはもしそういう要望を出さなければ一般的な処分に移るということです。

ただ、今回の仮庁舎の関係は、借用という形でやっておりますので、この段階で普通財産に引き継がれて、それで普通の処分の手続に移ったという位置づけにはなっていないというふうに市では認識しております。ですので、個別のお願いをしたところ、国のほうが配慮していただいて、こういう仮庁舎の借用に至り、そしてその一つの要件として、32年度中の取得に向けて利用計画の策定に努めるようにというような条件が付されてるということになっております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 今の話ですと、最終的には市に対して取得してくれないかという打診ですよ。そう受けとめていいわけでしょう。

○企画財政部長（田代雄己君） ただ、こういう条件がついておりますけど、これというのは面積の大きさによって、きちんと処分というのはルールが決まっておりますし、つまびらかな中でやりますので、これで市がそのまま取得できるとかいうことにはならないというふうに認識しております。国のほうの一定の手続を踏まえた中で、ちゃんとした理屈というか、国民の皆様ちゃんと説明できる内容であれば、その上でその手続が進むのではないかとこのように認識しているところでございます。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと今の説明だと、ますますちょっと私はわからないんですけども、警視庁が管理はしてると言ってるけども、でも扱いは関東財務局が預かってるわけですよ。いわゆる国有地の扱いになってると。それで、今とりあえず消防署の話は、これは市長、先ほど述べられましたけど、以前にも消防署の話は聞いております。ですから、3年間、あそこを仮の庁舎として使うというのは聞いております。それは納得できます。仮の庁舎をあそこにつくると。

この場所が、まあ単純に言って正式な意味で国有地扱いされてないのかというと、関東財務局と交渉してるんですからそれ自身は国有地ですよ。その扱いがまだ、言ってみれば行政財産の扱いなのか、普通財産になってるか、そのことによって大分意味合いは違ってきますけども、そこが曖昧といいますか、はっきりしないんで市としても対応が困ってるということなんですか。それともなかなかいろんなことがあって、あそこを、別に市が単独じゃなくたっていいわけですよ。私は今回、あそこの場所にごみ焼却場を3市がきちっと検討すれば、あそこに候補地を持ってこれるだろうと思って前回も質問しました。そのことをですよ、衛生組合で同じことを言ったら、衛生組合が判断するのかなと思ったら、それは東大和市さんの問題ですと、そういう回答が来ました。そういう答えが出てきました。なので聞いてます。東大和市がどう考えてるかということなんで、少なくともあそこの場所が、市の認識は普通財産としての扱いができる場所として認識してるのか、そのためにはいろんなハードルがあるのかとか、その辺は整理されてるのでしょうか。まだ、そういう段階ではないんでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 焼却のという御質問の部分でございますが、先ほども市長のほうから御答弁ございましたが、やはり現在、小平・村山・大和衛生組合、こちらのほうで事務が進んでおります。中野議員、派遣議員でもございますんで、言うまでもないとは思いますが、ここで新ごみ焼却施設の基本計画の素案の中間的な報告等も行われております。なので用地を選定して、どこに施設を建てるかというところにつきましては、確かに組織市それぞれが、当然市内で可能な場所があるかどうかというのは考えなければいけない部分でございますが、最終的に一部事務組合で事業を実施しておりますので、最終的に施設をどこへつくるかというのは、これは衛生組合の中で最終的には決めざるを得ないものと思っております。幾ら東大和市がこうしたいと言っても、一部事務組合というのはやはり組織市があって成り立ってるものでございますので、1市だけの思いだけでそこを貫けるものでもございませんので、そこはお互いの組織市同士の信頼関係をきちんと築き上げたもので合意形成がされて、事務が進んでいくのが、本市が加盟しています衛生組合のごみ処理事業でございます。以上です。

○22番（中野志乃夫君） これは部長に言っても同じなんです。わかってるからあれですけども、はっきり言ってこの間、以前の市長のおかげで信頼関係が崩れた形ですと来てます。私もずっと衛生組合に派遣議員として参加してて、それはもうはっきりわかります。つまり、今少なくとも小平と東大和市間で、なかなかきちっとした意思疎通ができない、そういう状態がずっときてるからこそ、いろんな混乱が起きてるわけです。

それで、私が言いたいのは、衛生組合でこのこういう候補地があるという話をしたときに、自分たちが検討して回答するんじゃないかと、あくまでもそれは東大和市さんの考え方、東大和市さんで考えてくださいと、協議してくださいという回答だったもんですから、ここで東大和市としても一つの案として、こういう案もあるということはあるんじゃないかと。つまり、衛生組合がそう言ってるわけですから、事務局が。それと、私は今の衛生組合の案ですと莫大な費用がかかる。どう計算してもちょっと、本当に何十億ですよ——の差が出てしまう。逆に言うと、この国有地でつくったほうが大変な安上がりになる。そういうことが見通せるので、検討すべきじゃないかということをお述べています。ですから、このことは改めて、衛生組合も、この間、私が発言したのはあくまでも経過報告会ですから、正式な議会じゃないのでまた答弁が変わるかもしれませんが、少なくともそういう対応でした。ですから、私としては、ここは市ももう一度検討すべきじゃないか、そういうことを申し上げてる次第ですけれども。

○環境部長（松本幹男君） 今の御質疑の中で、互いの市との信頼関係が必要だというところの部分で、現在に

おきましては東大和市長と、具体的に言えば小平市長、または衛生組合管理者である小林管理者、この関係は良好でございます。ですから、その辺、現在、組織市間でそのところが崩れているという状態はないということ、まずは申し上げたいと思います。

それと衛生組合が、恐らく東大和市としての案という、そんな形のお話というのは、やはりここまで事務事業が進んでいる中での変更ということと、あともう一つは、やはりごみ焼却施設を新たに新設する用地という形になりますと、やはり多大な混乱が起きますよというところの部分で、市としてそこはどう考えますかというところも、話の中には含まれてるのではないかなというふうにも思っております。

また、お金の部分に関しまして、何もなしところから建設したほうが安いのではないかとこのところのお話につきましては、確かにその考えは一般的には否定はいたしません。ただ、これ他市の状況なんです、他市でここで3月に、ことし3月ですが、基本計画をつくった自治体の計画書を見ました。そうしたら、その廃棄物の処理施設、要するにごみ焼却施設なんです、そこについては1トン当たりの建設単価を1億円で見ております。ですから、そういった意味では私どもの衛生組合等と考えてる部分が、そんなに異常に高いという金額にはなっていないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○企画財政部長（田代雄己君） 済みません。先ほどの答弁の補足ということで、申しわけありません、お時間いただきたいと思います。

国のほうから来てます32年度中の取得に向けて、早期利用計画の策定ということで申し述べさせていただきました。この早期利用計画というのは、市のほうで計画を立てる。立てた上でこの計画をつくるわけですけども、それにつきましてはどんなものを使うかというのは白紙の状態になっておりますので、その市の希望によっては、その内容によって国のほうで認めていただける場合もあるかなというふうに思っているところです。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） もう時間がないので、あれですけども、部長が確かに議会で、うちの市長と小平の市長がちょっといい関係じゃないというのは、とても言えない話だからそれはよくわかります。ただ、私は個人的に小林市長ともよく、存じておりますのでいろんな話もしている関係で、やはり良好な関係にないということは率直に申し上げておきたいと思います。そうすると、やはり市が、やはりそういう今の関東財務局のほうの話であれば、既にそういう打診を受けてるのであれば、やはり白紙は白紙ですけども、これを本当に私とすればごみ焼却場の建設と有効な活用で、ぜひ検討していただきたいことを述べて、今回の一般質問は終わらせていただきます。

以上です。

○市長（尾崎保夫君） 小林市長と仲が悪そうなことを言ってますけど、そんなことはないですよ。元職員のと、彼は議員だったということもありまして、そういうこともありませんので、その辺のところはもう一度、よろしく願いいたします。

○議長（押本 修君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中間建二君

○議長（押本 修君） 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従い、平成29年第3回定例会における一般質問を行います。

初めに、広域連携による狭山丘陵を活用した観光振興について伺います。

私は、平成26年第3回定例会における一般質問におきまして、当市を中心とした北多摩地域の魅力向上に向けて、今後、取り組むべき広域連携の課題と方向性についてお尋ねをいたしました。その中で狭山丘陵を近隣市と一体的に整備することによる地域の魅力向上の取り組みについても、訴えさせていただいたところがございます。

先日、全議員に対しまして狭山丘陵観光連携事業企画委託業務の契約締結についての情報提供をいただきましたが、今回、取り組まれる事業の詳細についてお尋ねをいたしたく、以下の点について質問いたします。

①として、東大和市、武蔵村山市、東村山市、西武・狭山丘陵パートナーズによる狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会は、どのような経緯で発足をされたのかお尋ねをいたします。

②として、今後どのような事業展開を進めていくのかお尋ねをいたします。

次に、子育て支援パスポート事業の推進について伺います。

子育て支援パスポート事業の推進につきましては、平成28年第4回定例会の一般質問において取り上げさせていただきました。その際の答弁では、東京都が進める子育て応援とうきょうパスポート事業について、事業の周知及び協賛店の募集を行い、子育てを応援する社会的機運の醸成を図ってまいりたいとのことでありました。一方、現状を見る限り事業の周知や協賛店の協力については進展が見られていないように受けとめております。

そこで、再度、以下の点について質問いたします。

①として、子育て支援の充実と産業振興を図る観点から、どのような事業展開が望ましいと考えているか。

②として、子育て応援とうきょうパスポート事業について、市内事業者や市民への周知、協賛等の状況はどのようなになっているか。

③として、東大和市商工会には、具体的な協力を依頼しているのか。

④として、東大和スタンプ商業協同組合が発行しているやまとカードを活用することはできないのか。

⑤として、キャラクター「うまべえ」の活用について検討は進んでいるのか、それぞれお尋ねいたします。

次に、東大和市健康増進計画に基づく健康づくり施策の充実について伺います。

平成27年3月に取りまとめられました本計画は、食育推進計画と母子保健計画を包含しており、市民の皆様の健康増進を図るための施策が幅広く網羅されたものとなっております。そういう中で、私ども公明党といたしましては、本計画の策定にとどまらず、日常的にできるだけ多くの市民の皆様に健康づくりに取り組んでいただくための具体的な施策として、健康ポイント制度や健康マイレージ制度の実施を繰り返し求めてきたところであります。

そのような観点から、以下の点について質問いたします。

①として、計画に位置づけられた「健康づくりのための地域のつながりを醸成します」との目標を達成していくために、どのような事業展開を図っていかれるのか。

②として、元気ゆうゆうポイント事業や健康ウォーキングマップの作成と観光・子育てアプリケーション「東大和スタイル」の活用はどこまで検討が進んでいるのか。

③として、計画の目標を達成していくためには、幅広い世代の市民を対象とした健康づくり支援事業が必要

となりますが、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

最後に、特別養護老人ホームの増設に向けての課題について伺います。

当市においては、高齢化のピークとなる2025年を見据えて、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおられると承知をしております。高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供していくための地域包括ケアシステム構築は大変に重要な施策であります。一方で、在宅での生活が困難な事例があることも当然であり、特別養護老人ホーム等の施設入所のニーズが、今後もふえていくことも予想されます。

そこで、以下の点について質問いたします。

①として、市内施設のベッド数と入所待機者数の状況及び将来的な見通しはどのようなものか。

②として、市内に施設がさらに増設された場合に、介護保険料に与える影響はどのようなものか。

③として、ユニット型の施設ではなく、多床室の施設をふやすことで、入所希望者の経済的負担の軽減が図れるのではないかと考えますけれども、これらについて御所見を伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。

[18番 中間建二君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会が発足した経緯ではありますが、狭山丘陵の観光振興に向けては、これまで東大和市、武蔵村山市、東村山市の各自治体が個々に事業展開を図ってきたところであります。こうした中、広域連携による狭山丘陵の魅力発信のさらなる充実を図りたいとの共通の思いから、平成28年10月に武蔵村山市の呼びかけにより、西武・狭山丘陵パートナーズを加えた3市1団体で準備会を立ち上げました。その後、平成29年度に東京都市長会の多摩・島しょ広域連携活動助成金が交付決定されましたことに伴い、名称を狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会として正式に発足したものであります。

次に、今後の事業展開についてであります。東京都市長会の多摩・島しょ広域連携活動助成金事業計画に基づきまして、平成29年度から3カ年で段階的な事業展開を計画しております。具体的には、平成29年度に観光資源の基礎調査を実施し、平成30年度には基礎調査を踏まえた連携推進プランを策定いたします。そして平成31年度は連携推進プランに基づきまして、記念イベントの開催やガイドブックの発行に取り組む予定であります。

次に、東京都の子育て支援パスポート事業における子育て支援の充実等についてであります。子育て支援パスポートの提示によるサービスは、協賛いただく企業、店舗の善意により提供されるものでありますことから、都内全域での協賛店の募集とあわせ、パスポートの交付が促進されることが重要であると考えております。

次に、子育て応援とうきょうパスポート事業の市内事業者や、市民への周知や協賛等の状況についてであります。市公式ホームページを通じまして、市民の皆様への周知及び協賛店の募集を行っております。さらに、市報で協賛店の募集を行い、ツイッターで市民の皆様へ周知を行っております。その他、東京都が作成しましたリーフレットを関係部署の窓口に配置し、民間保育所等にも設置の依頼を行い、市民の皆様への事業の周知及びパスポートの取得の促進に努めております。また、市内の協賛店の登録状況につきましては、平成29年8月現在では14店舗となっております。なお、東京都内における協賛店につきましては、1,858店が登録しております。

次に、子育て支援パスポート事業の東大和市商工会への協力依頼についてであります。平成29年2月に東

大和市商工会に制度の趣旨を説明し、協賛の依頼を行ったところであります。

次に、東大和市スタンプ商業協同組合のやまとカードの活用についてであります。協賛店の提供サービスの1つとしまして、ポイントカードの活用によるポイント付与がありますことから、今後、東大和市スタンプ商業協同組合に対しまして、東京都の子育て支援パスポート事業制度の説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、子育て支援パスポート事業におけるうまべえの活用についてであります。東京都の子育て支援パスポート事業におけますパスポート及び協賛店のステッカーに、市独自のデザイン等を加えることにつきましては、困難であると東京都からの回答がありましたことから、うまべえの活用につきましては困難であると考えております。

次に、東大和市健康増進計画の目標達成のための事業展開についてであります。市では計画に記載いたしました各施策目標を達成するため、実施状況報告書を作成し、健康づくり推進会議や地域福祉審議会で御意見を伺いながら計画の進行管理を行っております。地域のつながりを醸成する事業につきましては、関連する各事業の実施、検証、修正を行い、推進しております。

次に、元気ゆうゆうポイント事業などの進行状況についてであります。現在、元気ゆうゆうポイント事業につきましては、介護予防リーダーなどの方々の協力を得て行う事業であることから、これらの方々への説明や意見を伺いながら具体的内容を検討している段階であります。健康ウォーキングマップにつきましては、幾つかのコースを設定し、実際に歩くなどして検証する段階に入っており、今後、コースの決定をしまいたいと考えております。また、東大和スタイルにつきましては、今後、実装機能の具体的な検討に入る予定であります。

次に、市民の皆様を対象とした健康づくり支援事業についてであります。健康寿命の延伸には、個人の取り組みだけでなく、関係機関が連携し、地域全体で個人の健康を支え、守るための健康づくりが重要でありますことから、市民の皆様の主体的な健康づくりを支える事業につきましては、元気ゆうゆうポイント制度や健康ウォーキングマップなど、新たな事業の実施状況等を検証した上で、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、市内の特別養護老人ホームのベッド数と入所待機者数の状況及び将来の見通しについてであります。現在、市内の特別養護老人ホームは5施設で、そのベッド数は合計で380床であります。また、要介護認定を受けている方のうち、これらの施設に入所を希望している方は、平成29年4月末現在で179名であります。将来の見通しであります。高齢者の数は依然として増加する見込みであるものの、地域包括ケアシステムの進展や高齢者の住まいの多様化など、特別養護老人ホームの需要につきましては、さまざまな要素を考慮する必要がありますと認識しております。現在策定中の第7期介護保険事業計画におきまして、これらの要素を十分検討した上で、特別養護老人ホームの需要を的確に予測してまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームの増設による介護保険料への影響についてであります。介護保険料の額は3年間の事業計画期間における介護給付費などの金額に基づいて算定されることから、特別養護老人ホームの入所者が増加し、施設等給付費の額が増加すれば、介護保険料の増加につながるものと認識しております。

次に、特別養護老人ホームの居室をユニット型個室から多床室にすることによる利用者の経済的負担の軽減についてであります。特別養護老人ホームを利用した場合は、原則として施設の利用に要する費用の1割を負担するとともに、居住費及び食費を負担することになっております。このうち、施設の利用に要する費用と

居住費につきましては、居室の形態がユニット型個室より多床室のほうが単価が低く設定されているため、特別養護老人ホームの居室を多床室で整備することは、利用者の負担軽減につながるものと認識しております。なお、現在、新たに特別養護老人ホームを整備する場合は、ユニット型個室を原則とするというのが国の方針であります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時44分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（中間建二君） それでは、市長、御答弁、ありがとうございました。御答弁を踏まえまして、再質問させていただきます。

まず1点目のこの狭山丘陵観光連携推進実行委員会の件でお尋ねをいたしましたけれども、この広域連携によります狭山丘陵の整備等につきましては、壇上でも申し上げましたとおり、平成26年第3回定例会の一般質問で具体的に提案、要望させていただいたところでございますが、その当時の答弁では非常に前向きに受けとめていただきまして、この広域連携で狭山丘陵の魅力向上に取り組むことは、かなり大きな効果が期待できるというような考え方も述べられたところでございますが、この間、当市ではどのような検討がなされてきたのかについてお尋ねをいたします。

○市民部長（村上敏彰君） 議員さんが平成26年3月の定例会で一般質問されてからのこれまでの経過でございますが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控えて、多摩地域の各市が観光を中心に広域連携をさまざまな形で模索をしておりました。こうした中、平成28年度に入りまして、私どもの近隣市である武蔵村山市の声かけによりまして、当市と東村山市の3市において観光をテーマとした情報交換会が始まりまして、それを機に武蔵村山市の提案で、このような事業が展開されたということでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この広域連携によります狭山丘陵の観光振興、資源発掘等についての取り組みについては、東大和市としても主体的に検討し、取り組んでこられたという認識でよいのか、再度伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 東大和市における観光振興につきましても、これまで観光担当を中心にさまざまな形で模索をしておりました。しかしながら、狭山丘陵の1市だけということでは、なかなかその広がりが見れないということで、どうしたらスケールメリットを生かせるのかなということ、常々、私どもとしても課題として受けとめてたところでございますが、今回このような提案を受けまして、私ども積極的に活用させていただこうと、このように考えたところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 当市としても、非常に今回の事業については、主体的、前向きに取り組んでいかれるということで確認をさせていただきました。

続いて、具体的なこの事業の内容なんですけれども、今後どのような事業展開を進めていくのかということでお尋ねをいたしました。市長のほうから御答弁いただきましたような、例えば平成29年度に基礎調査を実

施をするということで、今年度もフィールドワークがスタートしてるという情報提供ではございましたが、この基礎調査や、また来年度に向けての連携推進プラン、また記念イベント、ガイドブックの発行等について市長、御答弁されましたけれども、これらの内容等についてはどのようなものができ上がっていくというふうに受けとめればいいのか、御説明いただきたいと思います。

○市民部副参事（宮田智雄君） ただいまの3カ年の中で、どのようなものができ上がっていくかというお話でございます。今想定しておりますのが、3市で観光コースをまずつくっていきこうということ。それから、ガイドブックをそれに合わせて作成していきこうということ。それをもとに、また各イベントを3年後には開けたらというような計画でございます。特に観光コースにつきましては、1市だけの領域ではなく、3市をまたいだ形で、また3市ともに宿泊施設等がない、または不十分な状況でございますので、何とか滞在時間を長くとっていただきながら、こちらのほうを観光していただくには、1日のうちで3市を回って、そして十分に狭山丘陵の魅力を満喫していただく。そんなところに主眼を置きまして、コース設定をしていきこうということで、今フィールドワーク等を含めて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 例えば前回の平成26年のときにも具体的に伺いましたけれども、当市では多摩湖が一番の観光資源として有してるわけでございますけれども、日本初女子フルマラソン大会開催記念碑等も設置をされておりますし、また自転車道、サイクリングロード、また郷土博物館、プラネタリウム等々、幾つもの、東大和市だけでも観光資源があるわけでございますけれども、それらを3市で一体的に資源発掘をしていくという中で、また具体的に、例えばそれを自転車等で回っていただくようなことを考えていくのか、そのあたりについてはどのようなことが今想定されているのでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） ただいま具体的な方法というところで、自転車というところでお話があったことについてでございます。確かに狭山丘陵の中にあって、唯一、多摩湖を有しておりますのが東大和市でございます。また、東大和市の特徴としましては、自転車道というところで整備をされた道路がございまして、そのサイクリング道路を有効活用していくというのは、今調査検討してる中では唯一のポイントということになってございます。1つは、観光として有効の手段の一つとして、サイクリングというところを取り上げながら、また昨今ではポタリングという形で、もう少しお散歩の感覚でサイクリングを楽しもうというような家族向けのそういうような取り組みも全国でもございますので、そういったところを調査しながら、多摩湖と自転車というところは一つの課題として研究してまいりたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そのような取り組みが進んでいくことは大変喜ばしい、また大いに期待ができるところでございますけれども、多摩湖周辺や、また多摩湖自転車道などは東京都が管理してるものも多いかと思っておりますけれども、今回のこの事業が東京都との関係ではどのように進んでいくのか、この点については何か見通し等あるのでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 狭山丘陵の観光事業で、東京都との連携ということでございますが、まさに今議員さんがおっしゃいました、その東京都と連携ということでは、この3市プラス1社ということで、西武・狭山丘陵パートナーズという、こちらは狭山丘陵の指定管理者になってますので、狭山丘陵の東京都の持つ公園の指定管理者となっておりますので、まさにそういうところでは東京都と連携が図れてるものと、このように考えてございます。

以上でございます。

- 18番（中間建二君） 具体的な今の観光資源の発掘、またそれを一体的にガイドブックや観光コース等、作成していくということでございますので、それはそれで既存の施設を当然有効活用していくわけでございますけれども、一方で何らかのハード面での整備等も必要になってくるかと思っておりますので、東京都との連携についても、狭山丘陵パートナーズを介してとなるのか、直接、東京都になるのかはあれですけども、都との調整等も今後必要にはなってくるのかなというふうに受けとめております。

また、一部の報道の中では、今回のこの事業が、この3市にとどまらず、狭山丘陵が所沢、また入間、また瑞穂町にも広がっておりますので、これらの自治体との連携も視野に入っているとの報道もありますけれども、このあたりについてはどのような見通しになっているのか伺います。

- 市民部長（村上敏彰君） 今回の東京都市長会の補助金を活用しました狭山丘陵観光連携推進実行委員会につきましては、確かに東大和、武蔵村山、東村山市の3市でございますが、これ市長会のほうに提案をされ、武蔵村山市が幹事市として市長会のほうに補助金のこの申請を提案をされたわけですけども、その際も狭山丘陵は南麓だけでなく、瑞穂町、北側には入間市、所沢市というのがありますよねというお話を受けておりますので、今回のこの3市の直接の事業にはかかわってはきてませんが、オブザーバーとして、現在、所沢市、あるいは瑞穂町の職員も、地域の私どもの東村山、東大和、武蔵村山のほうの観光スポットを確認に行っておりますので、来年度以降、こうした連携が広がってくるのかなと、このように考えてございます。

以上でございます。

- 18番（中間建二君） わかりました。

この狭山丘陵全体が、先ほど、今部長、御答弁いただいたようなところで広がっておりますし、できるだけ広域連携のその事業の効果、メリットを生かしながら、事業を進めていただければと思いますけれども、狭山丘陵の観光連携事業が、ここで今回大きく進むということで、北多摩地域の魅力の向上にも大変に大きく役立つとともに、また当市が取り組んでおりますブランドプロモーションにもつながっていくものというふうに受けとめております。

関係団体との連携を図りつつ、2020年、東京オリンピック・パラリンピックも視野に入っているということでございましたけれども、事前に議員のほうに情報提供いただいた中で、将来、この3カ年の事業を通じた中で、狭山丘陵のブランドイメージの向上、住んでよかった、訪れてみたい、住みたいと思える魅力あるエリアへという中で、自然、資源を生かした観光の地域連携モデルとして全世界へ発信していくというような、大変大きなビジョンも語られているところでございます。そういう中で、この東大和市といたしましても、この北多摩地域の魅力向上、東大和市の魅力向上に大きくつながっていく事業として、強力に推進をしていただきたいと思いますけれども、この項目について再度、現状でのお考えを伺いたいと思います。

- 市民部長（村上敏彰君） この狭山丘陵の魅力発信で、インバウンドを含めました観光客の誘致ということでございますが、こちらの事業につきましては、確かに1年目、2年目、3年目は東京都市長会の補助事業を使った事業でございますが、その4年目はそのブランドを踏まえまして、各市が連携しながら新たな事業を展開していくということになってございますので、そちらにつきましても積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

- 18番（中間建二君） じゃ、この1点目の広域連携の観光振興については、ぜひそのような形で大きく前に

進めていかれることを、また事業が大きく前進し、成功されることを大いに期待を申し上げまして、次の項目に移らせていただきます。

続いて、子育て支援パスポート事業の推進についてお尋ねをしておりますけれども、1点目のどのような事業展開が望ましいと考えているかということでお尋ねをいたしました。市長のほうからは、この東京都が進めております子育てとうきょう応援パスポート事業の事業展開について御答弁をいただいたわけですが、私、前回も申し上げましたように、本来は東大和市独自で進めていただきたいというふうに思っておりますが、市としては東京都の事業を推進をしていきたいということでございましたので、そのように受けとめているところでございますが、ちょっとここで伺いたいのが、今回、東京都が進める事業、またその前段として国の内閣府が、この子育て支援パスポート事業を全国展開をしていくという中で、取り組みが拡充、全国展開がされているわけですが、この子育て支援パスポートというような事業を国や都が、今この強力で推進をしていこうとしているその目的だとか背景だとか狙い等については、東大和市としてはどういうふうを受けとめているのか、この点についての認識を伺いたいと思います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 東京都は昨年10月からこの事業を始めたわけですが、全国的には平成29年の4月から全部の都道府県で開始されたというふうに聞いておるところでございます。その中で、先ほど中間議員、おっしゃったように、社会全体で子育て世代を応援する機運の醸成につなげたいということでございますので、その中の一環として子育てしている世帯に対する支援をしていくというような趣旨で、このような事業が展開されてると思いますので、当市におきましても、東京都のこの事業が推進されますように、周知等に努めたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 今御答弁いただきましたように、そのような子育てをしやすい、また子育て家庭を応援する社会的な機運の醸成を国や都が、今強力で推進をしていく事業として取り組んでいるというふうに私も受けとめております。

この2の①のところ、1点目のところで伺っておりますどのような事業展開が望ましいのかということ、伺った中で、私としてはこの子育て家庭を、地域でお買い物をしていただくというような、地元への買い物客の誘導、また消費の向上を図りながら、また行政としては今御答弁いただきましたように、子育てを応援する社会的な機運の醸成を図っていく、こういうところにつながっていくというふうを受けとめておりますので、この子育て支援パスポート事業については、特にこの東大和市は日本一子育てしやすいまちということで、大きな目標を掲げてさまざまな施策が展開をされているわけですが、先ほど御答弁いただきましたように、この子育て支援パスポート事業、東京都が行う事業について、東大和市としては積極的に、また強力で推進をしていかれるということで、再度伺いたいと思います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） こちらの事業が昨年10月から、平成28年の10月1日から開始されたところでございますけれども、これに先立ちまして東京都のほうから周知の依頼等が来たところでございまして、当市におきましても昨年、平成28年の6月でしたでしょうか。事業者をまずは募集したいということで、市報のほうで募集の記事を載せたというようなところでございまして、開始に当たりましては、平成28年10月からは東京都が発行しておりますリーフレットでございますけれども、このリーフレットにつきましては、そこで自書で、手書きでお名前等を記載すれば、それがパスポートになるというものが、4枚つづりについてるものでございますけど、それが東京都から配布されましたので、それを配布したというようなところでございます。

また、それからその数がどうだったのかというのはちょっとわかりませんが、600少々来ましたが、年明けまして平成29年度になりましてから、それより倍以上ですね、1,500部ほどがこの4月ぐらいに、また配布の依頼がございまして、今度は大きく保育所とか、そのような施設にまで大きく広げて周知を図ったというようなところでございますので、今後、東京都がどのような、また周知の依頼というか、東京都のこちらが業務というようなところと要綱上ではなっておりますので、そちらのほう、うちのほうは粛々と、それに協力をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 今いみじくも東京都に協力していきたいというような御答弁がございましたけれども、私としては、繰り返しになりますけれども、本来は市の独自の事業として子育て支援パスポート事業をやってもらいたいということでお願いをしておりますけれども、前回の一般質問の中では、東京都のこの事業を東大和市としては進めていきたいと、そういう中で子育ての社会的な機運の醸成を図っていきたいということでございましたので、それを見守るといってお答えをしたいというふうに思っているわけですが、それにしてもこの東大和市が、この子育て支援パスポート、子育て支援パスポートというような事業を、東大和市が主体的に積極的に推進をしていきたいという考え方がなければ、なかなかこの東京都の事業だからってということだと進んでいかないのかなというふうにも思っております、それが今協賛店が14店舗にとどまっているという中では、なかなかこのパスポートを皆さんに、まず持ってもらうことも大事ですし、また一方で、市内でこのパスポートが使える、子育てを支援しますよっていう商店やサービス業がふえていかなければ、これ一向に、このパスポートを使ってくださいということにならないわけですので、このあたりを、これからどういうふうに推進をしていかれようとしているのか、この点について再度伺いたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 子育て支援パスポートをどのように今後、推進していこうかということについてでございます。子育て支援パスポート事業において、地域の活性化という観点ですね、産業振興のほうの立場でお答えさせていただきますと、例えば子育て支援パスポート事業に関しましては、企業であるとか個別店舗であるとか、そういった店舗のイメージアップといった効果が見込まれるのかなというふうに思っております。個別店舗におきましては、そういった中でも企業に比べましてイメージアップの効果が、ちょっと期待が薄いといった部分がございます、他市の協賛店を確認いたしましても、ほぼ大型店であるとか企業店舗がほとんどであって、地域の個別店舗の協賛が非常に少ないといった実態が見られるようでございます。

産業振興課におきましては、女性や子育て世代をターゲットといたしました事業として、スイーツウォーキングなど、成功例として市内の店舗の魅力を発信しながら、新規の顧客の獲得であるとかリピーターの育成ですとか、また市内の回遊とか消費の拡大に結びつけるといったところで成功例もございます。こういったこともございますので、引き続きこういった事業の成果を上げたい点と、今回、取り組むべき子育て支援パスポート事業や子育てに関する施策、こういった施策とのタイアップ、どのようにタイアップすれば相乗効果に結びつくのか、その辺もよく検討した上で産業振興課といたしましても、子育てしやすいまちとして機運醸成に結びつくような連携、そういったものを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今の課長から非常に前向きな、強力な御答弁をいただきましたけれども、確かに産業振興課が今まで積み上げてきたさまざまな成功事例がたくさんありますので、そこにこの子育て支援パスポート事業、これ繰り返しになりますけど、私は本来は市独自でやってもらいたいと思うんですけども、なかなか

かそこまでいかない、事務的にいかないというようなことでございましたので、であるならば東京都が仕組みをつくってくれたわけですから、せめてこの東大和市の中で、確かに東京都全体で大型店を中心にした協賛になってるとことは私も承知しておりますけども、東大和市は先ほど課長が御答弁いただきましたように、さまざまな産業振興課が努力をして成功事例がある中で、日本一子育てしやすいまちを目指していく東大和市としては、この東京都のパスポートが、他市では余り個店には広がってなくても、東大和市の中では各商店街、各個店、さまざまなサービス業に広がっていると、東京で一番広がっているというようなところを目指して、ぜひ事業展開を進めていただきたいというふうに思いますけども、先ほど課長はそういうふうにやっていこうという前向きなお考えを述べていただいたというふうに受けとめましたけども、再度伺いたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君）　そうですね、今の答弁についてなぞるような形になってしまうかもしれませんが、産業振興課の今後の方針といたしましては、この本事業が子育ての施策であるといったこともございますので、直接、産業振興課がこの事業に着手するというよりは、子育て支援課を中心にこの事業に取り組む上で、産業振興といたしましても個別商店のメリットに結びつくような形で、何らかの形で商店が協賛していただけるように、なるだけいい形で店舗に丁寧な説明を行っていききたいというふうには考えております。そういった中でも、東京都が本事業に関しましては協賛する店舗への補助金等の予定はないといった部分なんか表明されておりますので、なかなか資金的な援助はできないというふうに考えておりますので、各個店の本当に善意と努力といった部分が中心になるのかと思いますので、その辺が市を挙げて社会全体で子育てを応援するという機運をつくっていきけるように、丁寧な説明と協賛店の募集について、東大和市商工会と連携しながら進めていければなというふうに思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君）　そういう今の御答弁のように進めていただければありがたいと思うんですけども、決してその商店のほうで、何か事業をやることで持ち出しがふえるみたいなね、そういうことではなくて、むしろこういう子育て支援、子育て家庭向けの事業、サービスを行うことで買い物客の誘導ができますよと、どんどん皆さんのところにお客さん来てくれますよと、またそういうまちづくりを産業振興課としても、東大和市の子育て施策としても進めていきますよということがあれば、皆さん、安心して協賛し、努力していただける、協力していただけるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそのような各個店、また商店街、また商工会等と、ぜひ協力をしていただきながら、この事業を進めていただきたいと思います。また、1年ぐらいたって、進んでるか、進んでないか、またお尋ねしたいと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

この項目の最後のところで、キャラクター、うまべえの活用についての御答弁をいただきましたが、市長のほうからは、この東京都のステッカーにはうまべえの活用はできませんということでもございましたけども、それは私は当然だと思うんですね。東京都がステッカー、つくってるわけだから、そこに何かうまべえを載せるとかということは、当然できないと思いますけれども、先ほど課長のほうから御答弁いただきましたように、この東大和市として子育てしやすいまちとしての社会的な機運を図っていく、醸成を図っていくということで考えますと、そういう協賛をしてくれるお店に対して、このうまべえの活用を促していく。また、例えば東大和市が日本一子育てしやすいまちを目指してるわけだから、そういうキャッチコピーを入れて、うまべえのステッカー等を協賛店等に別途配布をさせていただいて、お店に掲示をしていただくとか、そういう中でおさんを連れた若い世代の御家庭がお店に立ち寄りやすい、寄っていただけるような、そういう環境づくりを私

としてはできるんじゃないかというふうに思ってるんですけども、この東京都のステッカー云々ということではなくて、この子育てしやすいまちを推進していく上で、またこの東京都のパスポート事業を応援していく上で、このうまべえの活用ということも、私は十分に検討ができるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 先ほど市長の答弁の中で、スタンプ商業協同組合でしょうか、こちらをしてるやまとカードの活用ということで、こちらのほうには、担当のほうでは周知の依頼には行ったことございませんので、そのときにももちろん制度の説明をするんですけども、今議員がおっしゃったようにやまとカードというのもございますので、そことか、あと店舗が70店舗ぐらいあるんでしょうかね、カードの加盟店が。そちらにおきまして、うまべえを活用してできないかというようなお話は、これからできるかなというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） ちょっと順番が、うまべえの活用と前後いたしましたけども、4番で聞いております東大和スタンプ商業協同組合へのやまとカードの活用、協力ということで今御答弁いただきましたけれども、この70店舗だけでもね、70店舗だけでもこのパスポート事業に協賛していただければ、それだけで一挙に東大和市で70店のこのパスポートが活用できるお店がふえるわけですから、こういうこともぜひ視野に入れていただきながら、またこの70店舗にとどまらず、ぜひ1店舗でも多くの市内の商業者の皆様、サービス業の皆様が協賛をしていただき、東大和市が目指す日本一子育てしやすいまちというところに向けて、市の努力は当然ですけれども、市内の商業者の皆様にも御協力をいただいて、そのような機運醸成をぜひ進めていただければありがたいというふうに思っております。

うまべえの活用については、例えば熊本に行ったらくまモンのステッカーが町中にあふれてるような状況でございます。東大和市の中で、このうまべえのイラスト、ステッカーが各商店街や身近なところであふれてても、私はまちづくり、子育てしやすいまちのイメージとしては、非常にいいのかなというふうにも思いますので、そのようなことも視野に入れながら、ぜひ取り組みを進めていただければと思いますし、きょうの御答弁を聞いて大きく進むのかなということで期待をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続いて、3点目でございますけれども、東大和市の健康増進計画に基づく健康づくり施策の充実についてお尋ねをいたしました。

ここで、1点目の「健康づくりのための地域のつながりを醸成します」という目標を達成していくために、どのような事業展開を図っていくのかということで、私としてはもう少しこう、具体的なビジョンが御答弁いただけるのかなというふうに思っておりましたけども、ちょっと先ほどの市長の御答弁の中では、この後、この目標を達成していくためにどのような事業展開がされていくのかということが、なかなか見えないわけでございますけれども、この項目について再度、市としてどのような考えを持っていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 地域のつながりを醸成するための市が行う具体的な取り組みについてでございますけども、先ほど市長答弁で申し上げましたように、主体的な市民の皆様健康づくりを守り、また支えるために、市として新たな健康づくりの支援事業を実施する必要があると考えております。具体的には、仕組みとしては具体的な検討にはまだ入っておりませんが、個別の健康づくり事業などを通じながら、全体で広がっていくような、そういったものへと発展させるようなことを考えております。

以上でございます。

○福祉部長（田口茂夫君） 健康課長からお話がありましたけども、具体的な点、なかなか難しいところもございまして、今年度、後ほどの質問にもかかわってくるかと思えますけども、健康ウォーキングマップの作成ですとか、高齢介護のほうではゆうゆうポイント、こういったところを足がかりに、その実証の状況等を勘案しながら、より広がりを持ったものにつきますとは、今後、検討をさらに加えていきたいというふうを考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） 今回このもともとの私の趣旨は、壇上でも申し上げましたとおり、私ども公明党としては、健康ポイント制度、また健康マイレージ等、繰り返し東大和市の中で進めていただきたいということでお願いをしましりましたけれども、今回この健康増進計画の中でも、そういうことが当然視野に入っていますよねということが言いたくて、この健康増進計画に基づく施策ということでお尋ねをしてるわけでございます。この健康増進計画の中では、健康づくりのための地域のつながりを醸成していくという施策の目標の中で、市の取り組み、役割分担として地域活動に健康づくりの視点を入れ活動を支援しますと、このような記載があるわけでございますけれども、この地域活動に健康づくりの視点を入れ活動を支援するということが、現在どのようなことが行われているのか。また、これからこの地域活動という、非常にこの漠然とした幅広い意味合いの言葉になりますけれども、これをどういうふうにこれから事業を展開をしていこうというような考え方を持っているのか、この点について伺わせていただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 地域活動についてでございますけども、地域にはさまざまな自治会を初め、健康活動をする団体等が存在しております。そういった団体の方の活動を通じながら、地域全体での健康増進を図っていくということで、健康課におきましてはそういった団体の御要望を受けて、生活習慣病の予防や、また運動など、そういった健康づくりをテーマにした健康教育のほうに対応しているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そうすると、ここで言う地域活動というこの言葉を、どういうふうに市のほうとしては考えていらっしゃるのか、この点について伺いたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 地域活動というのは、大変さまざまあるかというふうに認識はしてございます。今課長のほうからお話がありましたとおり、自治会を初め、特に高齢者の団体につきましては、介護予防ということで当市におきましても力を入れて進めてきてございます。多くのサロン活動も含めて、老人クラブですとかさまざまな形があります。ただ、今、現状、基本的にやっぱり高齢者を対象とするところが大変多いので、当面そういったところを中心に実施をしていきながら、より広がりを持っていければなというふうには考えてるところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） そうしますと、今御答弁いただきましたような、東大和市の中で行われております例えば自治会、またさまざまなボランティア活動、また元気ゆうゆう体操を初めとしたサロン活動、さまざまな地域の活動、つながりがありますけれども、そういう活動に積極的に参加していただく中での市民の皆様の健康づくりを支援をしていく。こういうような考え方が、この計画の中では示されているというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 現段階ではそのように考えておりますけども、今後、将来的にさまざまな動きが出

てくるかと思いますので、そういったところも当然検討に加える必要性はあるかなというふうには思っております。

以上です。

○18番（中間建二君） そのさまざまな動きというのは、どういうことなんでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 当然、今、近年、始まっております介護、医療の連携ですとか、そういったところも、介護だけに限らず医療との連携も当然出てきております。そういったところの時代の動きということも含めて、我々としては考えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） 私が聞いているのは、その地域活動という言葉の定義の中で、それがどういうものが今、東大和市の中で地域活動というふうに、この計画の中でいう地域活動に含まれるのか。それを地域活動に健康づくりの視点を入れて、その活動を支援しますということが、この計画の中でうたわれてるわけですから、それをどういうふうに広げていくのかということでお尋ねをしておりますのでね、ちょっと今の部長の御答弁の視点とはちょっと違うのかなというふうには受けとめてるんですけども、この点についてはそんなにこだわらないんですが、私がここで計画の中で再度伺いたいのは、この新規事業として健康づくり支援事業に取り組んでいきますよということが、この計画の中でうたわれてるわけですが、それは私どもとしては、私ども公明党としては、これまで一貫して訴えてまいりました健康ポイント制度や健康マイレージ制度のような、幅広い市民の皆様がさまざまな地域活動に参加をしていく中で、日常的な健康づくりに取り組んでいただける、またそのようなインセンティブを働かせるような事業を進めていくという考え方が、この健康増進計画の中で示されてるというふうに私どもは受けとめているんですけども、この点についての御認識を再度伺いたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 先ほどの答弁と多少重なる点もあるかと思えます。当然、高齢者を中心としたさまざまな活動のほか、市民の方々におきましては、それぞれスポーツ活動も含めて健康増進、特に若い方々も含めてそういったところの活動は行われております。当然それは民間の活動であったり、それぞれのサークルの間であったりとかという形の、スポーツを通してですとか、スポーツ以外の文化も通して、脳トレとかということもありますし、いろんな活動があるかと思えます。そういったところの活動があるということは承知はしてございますが、それを全てを今、現段階です、その活動に取り入れて行政側と支援ができるかというところが、なかなか難しいところがございます。特に民間さんの団体のそういったスポーツ施設とか、そういったところも含めてということになりますと、把握し切れないところもございますので、当面は先ほどの答弁にもさせていただきましても、市がかかわっているところを中心に、とりあえず実施をしていながら、こういった形のことのできるかということも、研究、検討を加えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） なかなかちょっと、私が聞いていることとかみ合っていないんですけども、私が聞いているのは、この計画の中に今、先ほど伺ったのは、私が先ほど伺ったのは、新規事業として健康づくり支援事業に取り組んでいくということが計画の中にうたわれてるわけです。この事業が、私としては繰り返し訴えてきた健康ポイント制度や健康マイレージのような、そういう事業を見据えて、この計画の中に位置づけていただいたというふうに私は受けとめているんですけども、ですから全てのスポーツ活動だったか何かということじゃなくて、今ここで言ってる市のほうとしては、この地域活動という言葉の中に、先ほど例示されたような

ものを、市としては受けとめてると考えてるということでございましたので、それらを網羅した、市が、福祉部が今考えてる地域活動を網羅した健康づくり支援事業というものを、この健康増進計画の中では考えていきたいと、取り組んでいきたいということで示されておりますよねということの確認をさせていただいてるんですけども、この点について再度伺いたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 現段階の計画の中では、そのように考えてるところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） じゃ、そういうふうに市のほうとしても、この計画、健康増進計画の中で考えていただいたということで受けとめさせていただきます。

続いて、今そういう中で、この元気ゆうゆうポイント事業や、また健康ウォーキングマップの作成と東大和スタイルの活用ということで、今この29年度は進めていくということで予算も成立をし、今内容等についても先ほど伺ったところでございますが、この元気ゆうゆうポイント事業についてまず伺いたいと思うんですけども、現在決まっていることは、この事業で今確定してるものがどこまで確定をしているのか。それで、まだこの秋からスタートしたいということで、これまで御説明がありましたけれども、具体的にいつ、どういう内容でということまでは情報提供されておりませんので、まだ決まってないこと、検討しなきゃいけないこと、調整しなきゃいけないことが何なのか、このあたりについて御説明いただければと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 元気ゆうゆうポイント事業でございますけれども、これは一言で申し上げますと、介護予防に取り組む高齢者を支援する事業であるということであります。市内には、介護予防リーダーなどの方々が、ボランティアで介護予防に役立つ活動を行っておりまして、その活動への参加者に対してポイントを付与しまして、所定のポイントで景品等と交換をします。そういう仕組みによりまして活動の継続性ですとか、あるいはまだ活動に参加してない方の新規の掘り起こし、そういったものを目的とする事業であります。それから、この事業そのものは、ボランティア活動というものがポイントになりますので、そのボランティア活動の主催者にも同じようにポイントを付与するというふうに考えております。

それから、そのポイントの付与の仕方につきましては、ポイント事業も世の中にいろいろございまして、ICTを使った、特にスマートフォンですとか、そういったものを使ったポイント付与制度というものがございますけれども、こちらの事業は対象が高齢者と。一応、市内の65歳以上の高齢者を想定しておりますけれども、その方々にポイントを付与するという仕組みでございますので、そういったスマホですとか、あるいはタブレットといったものを使いこなせない方も当然多くございますので、紙ベースの手帳に押印をするという極めてシンプルな方法を使うということで、今準備を進めております。

それから、もう一つの大事なところは、ポイントの交換品でございますけれども、そちらにつきましては、このボランティアの方から今さまざまな御意見いただいておりますので、こういった御意見を精査しながら、これから決めていくということでございます。

以上であります。

○18番（中間建二君） そうしますと、まだ最終調整中のものは、どういうものをポイントの結果として還元をしていくのかということが決まってないと、あとはほぼ決まってるということでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ただいま議員から御指摘されましたところも、まだ検討事項でございますが、もう一つ、実はこの介護予防活動に参加されている方の活動量の把握というものが、まだ十分にはなされておられませんので、現在そこの調査もしております。その上で獲得ポイント、どの程度のポイントで景品と交換を

するのか、そういった制度設計を決定してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○18番(中間建二君) それで、私ども公明党としては、この元気ゆうゆうポイントとして、元気ゆうゆう体操を東大和市としては普及促進をしていきたいということで、この29年度予算のときには説明がありまして、私どもとしてはこの元気ゆうゆう体操を普及促進をするということについては大賛成なんです。大賛成なんですけれども、一方でこの健康増進計画の施策や目標を達成していくためには、この元気ゆうゆう体操だけではどうなんでしょうかという思いもあるわけですね。そういう中で、今ポイントを付与していく対象というのは、この元気ゆうゆう体操への参加しかポイントにならないのか、これをどのような今、何がこのポイントの対象になるのか、この点について再度伺わせていただければと思います。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 私どもは平成24年に、この元気ゆうゆう体操というものを市民の皆様と御一緒につくりまして、そして介護予防リーダーというものを育成し、それから体操普及推進員というものも育成しまして、この体操及びその他の介護予防活動というものの地域での活動の支援をしております。現在、体操につきましては17カ所、それからサロン活動につきましては31カ所、展開しておりますけれども、こういった活動において参加をすることで、介護予防というものが促進されるというふうに考えておりますので、体操活動だけではなくて、介護予防に資するよう活動につきましては、ポイントの付与の対象にしたいというふうに考えております。

以上であります。

○18番(中間建二君) そうすると、今の御答弁ですと、この元気ゆうゆう体操だけじゃないんですよというふうに受けとめるんですけども、例えば東大和市で最近つくっていただいた「私のまちの介護予防ガイドブック」というすばらしいガイドブックが作成をされて配布をされております。本当にいいものをつくっていただいたということで評価しておりますけども、例えばこの中には、地域で活動できる場として老人クラブ、東大和元気ゆうゆう体操、それから社会福祉協議会が行っておりますボランティア活動、それからサロン活動、自主グループ、ゲートボール協会、シルバー人材センターと、このように6つ、皆さん、介護予防の中でぜひこういう活動をやってくださいというような形で挙がっているわけですけども、本当はね、本当はもっと幅広くやってもらいたいんですが、せめてこの皆さんがつくっておられる介護予防ガイドマップに載っているような事業は、東大和市の元気ゆうゆうポイント事業に対象になるというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 私どもポイントを付与する事業につきましては、まず介護予防に役に立つということを考えております。この介護予防に役に立つというのは、具体的にどういうことなのかということでございますけれども、これは広く捉えればありとあらゆる活動が入ってしまうものでございます。ただ、この事業も限られた予算で執行しますので、ある程度は絞り込みをかけて実施したいというふうに考えております。

現在、私どもで考えているのは、まずは歩行能力、この低下を防ぐような活動をしてるものには対象にしたいと思っております。それから、ひとりで行ってしまうと、これ他者との交流というのがございませぬので、やはり他者との交流がある要素を重視したいというふうに考えております。それから、もう一つは後期高齢者ですとか、あるいは要支援者ですね、そういった方々でも参加できるように負荷がある程度調節できるような内容のもの、こういったものを考えております。あと、さらには継続性ですとか、それからもともとボランティア活動ということを申し上げましたけれども、事業性のないもの、そういったものを視野に入れて要件を今、これから詰めているところであります。

以上であります。

○18番(中間建二君) じゃ、元気ゆうゆう体操だけではないんですよということは、ようやく私も理解したんですけども、じゃどこまでそれが広がっていくのかというのが、なかなか今の御答弁では見えてこないんですが、このポイントを付与するということに、担当部としては非常に、いわゆる不正があっちゃいけないということで、非常に慎重に考えていらっしゃるんだなというふうにも受けとめるんですけども、もちろんポイント付与に不正はあっちゃいけないんですけども、もう少し幅広く、多くの高齢者の皆様に喜んで参加していただけるような事業展開とか、ちょっと今の御説明、なかなか私自身は見えてこないんですけども、もう少し具体的に元気ゆうゆう体操の参加、それからサロン活動の参加、それ以外に、じゃ何にポイントがつかのかということをちょっと御説明いただけませんか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) ポイントの付与の対象となる活動についてでございますけれども、この事業は、まず参加者のほうは非常にハードルを低くして、参加できるような仕組みにしたいというふうに考えております。ですので、特に事前の申請ですとか、そういった手続を極めて簡略にするか、あるいは省略するかという形で考えております。

それに対しまして、ポイントを付与する事業につきましては、やはり一定の要件を満たしているかどうかということを確認させていただきたいので、登録制というものを考えております。そういった登録制、登録をした活動につきましては、さまざまな手法で公表いたしまして、こういったところでポイントが付与されるというふうに周知をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○福祉部長(田口茂夫君) 具体的に申しますと、基本的には今、先ほど議員のほうからお話がありましたサロン活動、これ社会福祉協議会が事業として行っている、そういったサロンに登録をされてる団体。また、介護予防リーダーが行っているものも含めてでございますけども、そのほかに老人クラブですとか、基本的にはやはりポイントを付与する、基本的にポイントを押印とした形で、印鑑といってもスタンプ印のような形になりますけども、そういった形のものと考えておりますので、そういった代表の方がおられるようなところを基本的なベースで考えております。まだ、一部そういった団体と調整ができていないところもございますので、そこら辺はちょっと誘導的ではございますけど、基本的にはそのような形で考えております。

以上です。

○18番(中間建二君) ポイントを付与するやり方はわかるんですけども、じゃその体操、元気ゆうゆう体操とか、元気ゆうゆう体操に限らず、その一定の目的を持った地域活動やボランティア活動を立ち上げて、それを東大和市のほうに登録をすれば、それをポイント付与の対象として認めますよと、そういう中で65歳以上の高齢者の皆様の健康づくりを進めていきますよと、そういうふうな考えなんですか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 考え方としては、そのとおりでございます。

以上であります。

○18番(中間建二君) ようやく理解ができました。

ですので、じゃ当初の私どもがイメージしてたものよりかは、幅広く事業を対象にしていこうということで、この事業がこれから進んでいくということで受けとめさせていただきます。現段階で、これまではこの秋からスタートしたいということで示されておりましたけども、具体的な見通し、事業のスタート、内容の周知や事業のスタートはどのような予定になってるのか伺いたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 私どもとしましては、なるべくこの事業を早く開始したいというふうに考えておりますけれども、このポイント付与事業の対象がボランティア活動でございまして、その方々の協力というものは不可欠でございます。そういった方々からさまざまな御意見いただいておりますので、その意見を精査して、余り拙速にならずに丁寧に進めていきたいというふうに考えております。開始時期も、おのずとそれで決まってくるということでございます。

以上であります。

○福祉部長（田口茂夫君） 調整させていただいてる時間もございますので、基本的には年内には実施をしたいと思いますというふうには考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） じゃ、それぐらいのスケジュール感で取り組んでるということで、秋ということございましてけれども、少しずれるのかなというふうに受けとめました。

続いて、この②のところでごつております健康ウォーキングマップの作成や東大和スタイルの活用についてでありますけれども、これについては具体的にいつごろから、このマップの配布ですとか周知ですとか、また市民の皆様への活用ということが進んでいくような流れになっているのか、この点についていかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 健康ウォーキングマップについてでございます。今現在、マップのコースがほぼ確定するような段階でございまして、マップの形態を冊子のような形にする予定でございますので、そちらのほうの構成等に今入ってるところでございます。

このマップについての市民の方への周知についてでございますが、幅広い方に使っていただくために、関連施設や団体などにおいて配布するほか、また運動や健康に関するイベント等で配布、紹介など検討しているところでございます。また、マップの周知に関して、実際マップのコースを歩いてみるような事業のほうも検討しているものでございます。マップを使ったイベントについては、10月の実施を予定しております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 私どもとしては、繰り返しになりますけれども、できるだけ幅広い市民の方を対象にした健康づくり事業、施策が必要ではないかということで繰り返し訴えてこられた中で、元気ゆうゆうポイント制度、65歳以上の方でスタートするというので、これはこれで大変評価できると思っておりますが、今健康課のほうで取り組んでいただいておりますウォーキング等の事業についても、これも何度もお尋ねし、訴えてきましたけれども、例えば健康課が所管をする各種がん検診等の検診事業ですとか健康セミナー等への参加ですとか、さまざまな健康課が所管をしております健康づくり事業というのはたくさんあるわけですよね。ですから、そういうものの参加、検診や健康づくり事業への参加と、このようなウォーキングのイベントへの参加、活用、こういうものをセットにして考えていけば、今度はこの年齢に関係なく、このウォーキング事業に参加をされる方に、ここにポイントをつけていくような仕組みが、今はできてませんが、今はそこまで視野に入ってませんが、将来的にはここにポイントを付与していくようなことを考えていけば、65歳以上の方は元気ゆうゆうポイントで東大和市としてはスタートするというので、それで結構なんですけれども、こちらのウォーキングマップの作成ですとかアプリケーションの活用が、これスタートがうまくできれば、そのようなことも将来的には視野に入ってくるんじゃないかというふうに受けとめているんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員のほうからもお話ありました。今回の健康ウォーキングマップにつきまして

は、市民の皆様が主体的に健康づくりに取り組んでいただける一つのですね、一つのツール、道具ということで実施をしていきたいというふうに考えております。今お話がございました健康ポイント、他の自治体ではさまざまなやり方があるというふうにも伺ってございます。そういった内容をより精査、研究をさせていただきながら、また国におきましてはマイナンバーカードを活用した自治体ポイントといったような動きもあるというふうには聞いております。そういったところですね、そういった動きも含めて、市といたしましても関連する事業の実施状況、そういったところも含めまして、今後、市の実情に合った健康づくり支援事業を引き続き検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） 今回、この項目の中では、繰り返しになりますけれども、東大和市健康増進計画に基づく健康づくり施策の充実ということでお尋ねをしております。この計画の中では、地域活動への参加、交流の割合が二十以上の方を対象として、現状値31.6%の市民の地域活動への参加の数値を、平成32年度までに48.9%まで引き上げていきたいという計画、目標になっているわけでございます。平成32年というと、あと3年後でございますけれども、そこに向けてさまざまな仕組みづくりをされていくという中で、今回の元気ゆうゆうポイント、また健康ウォーキング事業でもあろうかというふうに受けとめておりますので、そこをこの健康増進計画の中でしっかりと目標が掲げられており、またなおかつ健康づくり支援事業というものを、東大和市として新規事業として立ち上げて進めていくということで、明確に計画の中にうたわれておりますので、この計画に沿った中で目標が達成できるように、私どもとしてはできるだけ幅広い市民の方が参加ができる仕組みづくりを、また意欲を持って健康づくりに取り組んでいただけるような健康ポイント、または健康マイレージのような制度を、ぜひ構築をさらに進めていただきたいと思いますし、そういう中でのこの平成29年度の2つの事業の進捗を大いに期待をしているところでございますので、先ほど部長が御答弁していただきましたとおり、ぜひ今後も強力で推進をしていただくようお願いをいたしまして、次の項目に移らせていただきます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時47分 休憩

午後 3時56分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（中間建二君） それでは、引き続き再質問させていただきます。

4番の特別養護老人ホームの増設に向けての課題について伺います。

先ほどの市長の御答弁では、現在の特養の市内の施設のベッド数、入所待機者数の状況等について、380床に対して179名の待機者がいるという御説明でございました。この179名というのは、東大和市民の中で施設入所を希望されていて、入所がかなっていないという方が179名いらっしゃるということでよろしいのか、いわゆる重複等がないということでの認識でいいのか、再度伺いたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 待機者179名と申しますのは、市内の施設に入所を希望している方で、実人員でございます。

以上であります。

○福祉部長（田口茂夫君） 179人というのは、市内の施設に申し込みをされてる方で、市民ということで、重

複はございません。

以上です。

○18番(中間建二君) そういう中で、ことしの4月では179人の方が待機、待ってらっしゃるということでございますけれども、例えば去年は東大和市でも5カ所目の特養として、は〜とふるがオープンをしたり、また新しい老健施設もできました。さまざまな施設もできているわけでございますけれども、この東大和市の入所希望者、待機者の状況というのが、ここ数年、どういうふうに推移をしているのか、そういう中でこの179名ということになっているのか。一般的には、例えば去年、特養ができたわけですから、減ってるということが想定されるわけですが、ここ数年、この待機者の状況がどのような推移になってるのか伺いたと思います。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 待機者の推移でございますけれども、私ども過去の資料が、市内の施設に入所を希望してる市民と、それから私どもが施設整備に補助金を出して、そしてある程度のベッド数を確保した隣接市の施設を希望している方、これも合わせて統計の数値にしておりますので、若干先ほどの179名より多くなりますけれども、過去3年の数字を申し上げます。

まず、27年の4月末につきましては171名の方が待機者でございました。それから、28年の4月末につきましては174名でございます。それから、29年の4月につきましては、先ほどの179名に6名足しまして185名でございます。

以上であります。

○18番(中間建二君) そうすると、例えば新しい特養ができて、またこの老健等、さまざまな施設がここ数年ふえてきてるわけでございますけれども、そういう中でも、なかなかこの待機者そのものはほぼ横ばいで推移をしているということでございますけれども、これは当然のことながら高齢化が進んでいる中で、そのような事業が、施設がふえても横ばいに推移してるというような認識でよろしいのでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) この横ばいの状況でございますけれども、一般的にやはり高齢化が進んでおまして、高齢者の人口が徐々に徐々にふえております。大体3ポイントずつ毎年ふえておりますけれども、そういった状況で、この待機者の数が余り変わらないというふうに理解しております。

以上であります。

○18番(中間建二君) それでもう少し、この入所待機者の状況について伺いたいの、例えばこの施設に入所を希望しても、ベッドの空きがなければ当然入所ができないわけでございますけれども、そういう中でも、例えばこの緊急を要する場合、さまざまな形でどうしても施設でなければ難しい場合がさまざまあるかと思っておりますけれども、そのような場合には現状ではどのような、これはさまざまな個別の事情、状況もあるかと思っておりますけれども、どのような対応がなされているのか伺いたしたいと思います。

○福祉部長(田口茂夫君) 緊急の場合ということでございますと、基本的には特別養護老人ホームの入所につきましては、入所しますと基本的にはついの住みかということになりますので、一般的には緊急ですとショートステイですとか、そういった形の中で対応するのが一般例かなというふうに思っております。

以上です。

○18番(中間建二君) 施設がないからといって、ベッドの空きがないからといって全く対応できないというわけでもないということかと思っております。

そういう中で、この1点目の将来的な見通しなんですけれども、先ほどの御答弁では、この第7期の介護保険

事業計画を策定していく中で、的確に予測していきたいということでしたが、また一方で先ほど御説明がありましたように、ここ数年の待機者の推移の状況と、また施設が、ベッド数がふえても待機者数は横ばいか微増という状況がある。また、ことしの3月には第7期の計画に向けての準備調査報告書も取りまとまっている中で、さまざまな予測が今されているのではないかというふうに受けとめておりますが、そういうような状況を客観的に見ますと、やはりこの地域包括ケアシステムが進んだ中でも、この施設入所希望者が、待機者が横ばい、もしくはふえていくということは、ある程度、現状でも予測がされるのではないかというふうに思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 昨年度、市民の意識調査などもさせていただいてるところでございますけれども、やはり高齢者の方々、施設の入所よりも、やはり自宅という方の御意見が大変多いということは、我々も承知してございます。しかしながら、冒頭、議員のほうからもお話がありましたとおり、在宅という話に、体調的なことも含めて、やはり施設の必要性というものも一定の量は必要だというふうには思っております。そういったところの中で施設を、総合福祉センターは～とふるのほうに、特別養護老人ホームをつくっておりますけれども、やはり市民の方の所得状況、いろんな状況等がありますけれども、現状で全ての方が市民の方で埋まっているという状況でもないというふうなところでもございます。そういったところの中で、やはり一定量は今後も検討を加えながら考えていく必要があるのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 的確な予測を立てていくということで、そのとおりかと思うんですけれども、そういう中でこの施設入所、待機をされていらっしゃる方のことを思えば、また長期的なことを思えば、ふやしていくってということも、この第7期の中で検討がなされるのかなというふうにも思っております。

そういう場合に、この②のところでございますけれども、当然この施設があれば入所希望者にとってはありがたいわけでございますけれども、一方で、例えば先ほど御説明がありましたように、緊急の場合にはショートステイや、また他の施設、また市内の一部の有料ホーム等では緊急の場合の受け入れ体制もあるというようなことも伺っておりますので、そのような資源も有効に活用していくことも必要でしょうし、また②で伺っております単純にこの施設がどんどんどんどんふえた場合に、じゃこの介護保険の保険料の部分にはどのようにはね返ってくるのかというふうなことも、やはり全体的なことを慎重に検討せざるを得ないかというふうに受けとめているんですが、この点についてはどのような御認識でしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 施設整備と保険料への影響ということでございますけれども、これはさまざまな要因がございますが、仮にということで申し上げますと、仮に100床の特養を建てると。そして、入所者が全て要介護4で市民の方であると。こういう条件で計算したときには、もしその特養がユニット型の個室でありましたら、介護保険料の月額におよそ300円、上乗せる影響がございます。それから、その特養——特別養護老人ホームが多床室の場合には、これが月額の上乗せ額として200円、大体そのぐらいの影響があるというふうに考えております。

以上であります。

○18番（中間建二君） そのような試算もされているということで、当然この施設の将来的な需要の予測と、それから保険料にどのような影響があるのか、また被保険者の負担のあり方についても、当然並行してこの事業計画の中で検討がされていくかと思っておりますので、なかなか一概にふえたほうがいいのか、また保険料が上がっても構わないなんてことは、なかなか正直言えないところもあろうかと思っております。

そういう中で、ただ私が今回、ぜひ検討を進めていただきたいと思ってるのが、③のところなんですけども、やはりこのさまざまな現状の施設入所を希望されてる方の状況を見ますと、この東大和市の中ではユニット型の施設も相当数ふえてきてるわけでございますけれども、やはりこの多床室の施設であれば、入所者の経済的な負担は今の制度の中では負担が低くなっているわけでございます。今後もしふやしていくのであれば、また施設が必要であるという試算が、この第7期の中で出てくるのであれば、この多床室をふやしていくことで、この入所希望者の経済的な負担軽減ということも視野に入れて、私は検討を進めていただく必要があるのではないかとこのように考えておりますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 冒頭、市長の答弁にもありましており、国のほうでは今現在、ユニット型というふうなものを基本原則としているということで、東京都におきましては一部、自治体等の意見等によりまして、定員の3割程度、多床室ということの理解が得られるというようなことも、事例としてあるというふうには承っております。また、国のほうの現在の審議会等の中におきましても、多床室のやはり必要性ということも、少し議論がされてるというふうには聞いてございます。また、市民の利用の利用料につきましても、当然多床室のほうが単価的にも安いということはございますけども、また一方には施設を運営する事業者側のほうのやっぱり経営上の問題等もございますので、一概に何とも申し上げられるところではないんですけども、やはりそういったところの総合的な判断もしていきながら、仮に建設をするにおきましても、そういったところを十分吟味をさせていただきながら検討を加えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） 国のほうは原則ユニット型をふやしていくということで、進めてることも承知をしておりますけども、先ほど御答弁いただきましたような例外的な考え方の中で、認める範囲もあるということでございます。さまざまな事例等は、私どもよりも高齢介護課のほうが、さまざまな入所希望者、また要介護者の御家族からの御相談等、たくさん受けているかと思っておりますけれども、やはり経済的な、本来は施設入所を希望するだけけれども、経済的な理由から入所ができないというような事例も、私どもも数多く承っておりますし、これはさまざまな要因があろうかと思っておりますけども。また一方で、それが多床室であれば入所ができるということであれば、経済的な負担が軽減されるということであれば、そこも十分に私は視野に入れて検討を進めていただきたいと思いますし、またこの多床室だからといって、今プライバシーが侵されるというようなこともないような、さまざまな多床室でのプライバシーの配慮の事例も、さまざまな研究が進められ、事例が全国的には取り組みがなされると、多床室でのプライバシーの配慮ということでの取り組みもなされてる事例も報告されてるようでございますので、そのようなことも視野に入れながら入所希望者の経済的な負担の軽減という視点も持った上で、第7期の中で検討を進めていただくことをお願いをいたしまして、私の今回の一般質問を終了させていただきます。

○議長（押本 修君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（押本 修君） 次に、19番、東口正美議員を指名いたします。

〔19番 東口正美君 登壇〕

○19番（東口正美君） 議席番号19番、公明党の東口正美です。通告に従い、一般質問させていただきます。

1、東大和市の平和事業と平和教育・学習について伺います。

平和ほどとうときものはない、平和ほど幸福なものはない、平和こそ人類の進むべき根本の第一歩であらねばならない。本年、2017年7月7日、国連本部で核兵器禁止条約が採択されました。この条約は、核兵器の使用、開発、実験、製造、保有、移譲など、幅広く法的に禁止する内容で、国連加盟国193カ国のうち122カ国の賛成、反対1カ国、棄権1カ国で採択されたものです。核兵器を違法とする国際規範が初めて示されたこの条約は、大変に画期的なことである一方、北朝鮮を初めとする厳しい安全保障環境の中、核保有国は交渉会議への不参加を表明、また核の傘下で守られている日本を初めカナダやドイツなど、NATO——北大西洋条約機構加盟国も不参加でありました。

公明党は、史上初めて核兵器を違法とする規範が示されたことは、核兵器のない世界に向けた大きな一歩であると評価する一方、条約を採択した国々と核保有国との間で溝が深まり、対話がなされず、核軍縮のできない状況になってはならないとし、唯一の被爆国である日本が核保有国と非保有国との対話の橋渡しの役割を担っていくべきであると訴え、各国の有識者からなる賢人会議を被爆地で開催することを求めてまいりました。その結果、核保有国と非保有国、双方の有識者で核軍縮の進め方を議論する賢人会議が本年11月27、28日に広島市で開かれることが決定しております。核兵器のない世界の実現のためには、被爆の実相を互いに共有することは大変に重要であり、広島での賢人会議の開催は大変意義深いものだと考えます。このたびの核兵器禁止条約の前文には、広島、長崎の被爆者が長年にわたり壮絶な被爆体験を語りながら、核廃絶を求めてきたことが反映され、被爆者の受け入れがたい苦しみに留意すると明記されています。

戦後72年の今、再び世界は大変な緊張の中にあります。だからこそ求められるのは、戦争の悲惨さや残酷さを過去の教訓に学び、同じ過ちを繰り返さぬよう、あらゆる機会を通して対話の力で平和を築いていくことだと強く思います。東大和市では、戦後70周年を記念し、尾崎市長を先頭にさまざまな平和事業に取り組んでこられています。このことに敬意を表し、今回は東大和市の平和事業と平和教育・学習について質問させていただきます。

①東大和市でのこれまでの平和事業の取り組みと今後の取り組み・考えについて伺います。

ア、平成2年10月1日に宣言された東大和市平和都市宣言、「恒久平和の実現と、核兵器の廃絶は、全人類共通の願望である。世界の世論のたかまり、各国の相互理解により、核兵器の廃絶にむけて曙光が見えてきたとはいえ、依然として地球上には多くの核兵器が貯えられている。世界で唯一の核被爆国の国民として、また、国際社会の平和と協調を理念とする憲法をもつ国民として、人類の安全と幸福のために、地域紛争を含むすべての戦争の防止と、あらゆる核兵器の廃絶を心から願うものである。ここに、平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の建設にむけて努力することをあらためて誓い、東大和市が平和都市であることを宣言する。」。この宣言の作成までの経緯と、宣言を基調とする今後の取り組み・考えについてお聞かせください。

イ、旧日立航空機株式会社変電所の戦災建造物の保存の意義と今後の活用について伺います。

変電所を戦災建造物として残すため、これまで多くの市民の方々の熱い思いと御尽力があったこととしたいと思います。

そこで、改めて、a、これまでの取り組みについてお聞かせください。

b、戦災建造物を通して伝えたい平和のメッセージとは何かお聞かせください。

c、「西の原爆ドーム、東の変電所」と言われるようになった経緯について伺います。また、「西の原爆ドーム」と今後、連携した取り組みについて考えがあるか伺います。

d、震災建造物から世界に平和のメッセージを伝えていく取り組みや考えについて伺います。

次に、ウとして、平和市民のつどいも、ことして13回目となり、毎年の取り組みが充実してきていると思っています。特に未来を担う子供たち、そして青年に携わっていただく取り組みを高く評価しております。その内容を映像化し、活用することができるか伺います。

エ、平和文集の発行について、東大和市での戦争体験に特化した編集発行の考えについて伺います。また、証言者の声を映像化して残していく考えはあるか伺います。

オ、地域の戦争・平和学習と広島派遣事業のこれまでの取り組みの成果と今後の取り組みについて伺います。

カ、近隣市と連携した平和事業の考えについてお聞かせください。

キ、昨年の総務委員会の所管事務調査報告書でも提案されている「東大和市平和の日」の制定についてのお考えを伺います。

次に、②として東大和市の平和教育・学習について伺います。

先ほども旧日立航空機株式会社変電所の保存について、多くの市民の働きがあったことに触れましたが、その発端になったのは社会教育の場であったと伺いました。

そこで、アとして、公民館や郷土博物館などの社会教育での平和学習について、これまでの取り組みと今後の取り組み・考えについてお聞かせください。

イとして、学校教育での平和教育・平和学習について伺います。

a、現在の取り組みについて、どの学年でどのような学習がされていますか。

b、平成26年教育出版発行の「小学社会6年上」には旧日立航空機株式会社変電所の写真が身近な戦争遺跡として掲載されていますが、写真の掲載の経緯と、このページの東大和市での学習内容について伺います。

ウ、広島市や長崎市では市ごとに平和教育の取り組みがなされていますが、東大和市の平和教育・学習についての考えを伺います。

次に、2番、切れ目のない子育て支援の推進について伺います。

これまでも切れ目のない子育て支援について伺ってまいりました。東大和市として、さまざまな子育て支援が充実する中、子育てしやすいまちとして出生率の上昇や共働き、子育てしやすいまちとしても評価が上がってまいりました。国では、さらなる少子化対策として、まち・ひと・しごと創生基本方針において、子育て世代包括支援センターの設置を平成32年度を目標に求めています。このことが東大和市の子育て支援にどのような変化と影響を及ぼすかについて、以下の質問を行わせていただきます。

①やまとあけぼの学園の老朽化に伴う移転について、現状の課題と今後の取り組みについて伺います。

②子育て支援として求められる「切れ目のない支援」を東大和市としてどのように取り組んでいくのか伺います。また、他市の事例で参考になっているところがあるか伺います。

③子ども家庭支援センターは、子育て世代包括支援センターの設置を進める中でどのように変化があるのか伺います。

④子育て世代包括支援センターの設置に際して、「発達支援」についての考えを伺います。

⑤子育て世代包括支援センターの設置とさわやか教育相談など教育機関との関係性について伺います。

⑥子育て施策の変化による公共施設の変化については、どのようなお考えがあるかお伺いします。

ここでの質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[19番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、東大和市平和都市宣言の制定の経緯と今後の取り組みについてであります、市では戦後45年が経過しました平成2年に東大和市平和都市宣言を制定しました。制定に至るまでの経緯であります、国際的には依然として核戦争の危険を内包している中、昭和57年6月に市議会におきまして非核都市宣言に関する決議を行い、また昭和58年の終戦記念日には、当時の市長が非核・平和の実現を求める声明を発表し、非核・平和を全市民の願いとして広く訴えてまいりました。これらを踏まえまして、市制施行20周年の節目の年に東大和市平和都市宣言を制定したものであります。市では、この宣言に基づき、恒久平和の実現と核兵器廃絶に向けて平和意識の高揚に取り組んでおりますが、今後も平和市民のつどいなどの平和に関する事業を継続していくとともに、貴重な戦災建造物である旧日立航空機株式会社変電所を平和のシンボルとして保存し、若い世代の方々に平和の大切さを伝え続けてまいります。

次に、旧日立航空機株式会社変電所の保存に係るこれまでの取り組みについてであります、変電所は昭和13年に航空機のエンジンを製造する軍需工場の重要な施設として建設され、昭和20年、アメリカ軍による3回の大きな爆撃を受けましたが、奇跡的に崩壊することなく現在に至っております。市としましては、この戦災建造物である変電所を末永く保存し、活用することで、戦争の悲惨さと平和の大切さを広く訴えてまいりたいと考えております。なお、これまでの取り組みの詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、旧日立航空機株式会社変電所を通して伝えたい平和のメッセージについてであります、変電所は現在でも無数の弾痕を残しながらその姿をとどめており、戦時中にこの地で起きた空襲のすさまじさや戦争の悲惨さを無言で訴え続けております。市では、変電所の存在を知っていただくことで、多くの方々に平和の大切さをメッセージとして伝えてまいりたいと考えております。

次に、「西の原爆ドーム、東の変電所」と言われる経緯についてであります、この表記につきましては、原爆ドームと同様に貴重な戦災建造物として平成7年3月に発行しました東大和市史資料編に掲載されており、その表記を引用しております。また、旧日立航空機株式会社変電所と原爆ドームの連携した取り組みについてであります、現在、両施設が連携した取り組みは検討しておりませんが、平成27年度から東村山市と連携して実施しております地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業におきまして、戦争の傷跡を残す貴重な戦災建造物として事業に参加した中学生が両施設を訪問しております。

次に、旧日立航空機株式会社変電所を通して、世界に伝える平和のメッセージについてであります、市では現在、市公式動画サイトに英語字幕入りで変電所を紹介する動画を掲載しております。外国人の方にも変電所の存在を知っていただき、平和の大切さをメッセージとして伝えてまいりたいと考えております。

次に、平和市民のつどいの映像化についてであります、参加者や参加団体との事前調整、録画用機材の確保、映像の編集作業等が必要になりますことから、それらを踏まえ、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、東大和市の戦争体験に特化した平和文集の編集発行及び証言者の声の映像化についてであります、平和文集への寄稿につきましては、市内外、市内在住の方に限らず、市外在住の方にも市内での戦争体験に関する記述をお願いしております。近年、戦争を体験された寄稿者が少なくなっておりますので、寄稿の条件につきましては、現在の条件で対応してまいりたいと考えております。また、証言者の声の映像化につきましては、平成27年度に旧日立航空機株式会社に勤務されていた方々の貴重な証言をまとめた、戦後70年東大和市戦

争体験映像記録を作成したところであり、現時点では今後新たな映像記録を作成する考えはありません。

次に、地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業の成果と今後の取り組みについてであります。事業の成果としましては、参加した中学生の感想としまして、自分が生まれ育った身近な地域でさえも、過去に戦争の脅威にさらされていたことを初めて知ったことや、戦争の悲惨さ、平和の大切さを感じ、次世代に語り継がなければいけないと強く感じたことなどが多く挙げられております。次世代を担う若い世代の平和意識の高揚につながっているものと考えております。今後につきましては、改めて事業の成果や課題等について振り返りを行い、平成30年度以降の取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

次に、近隣市と連携した平和事業についてであります。平成27年度から東村山市と連携して地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業を実施してまいりましたが、その他の市との連携については、現在検討を行っておりません。

次に、「東大和市平和の日」の制定についてであります。市では毎年8月を平和月間と定め、平和に関するさまざまな事業を実施しておりますことから、特定の日を平和の日とすることにつきましては、現時点では検討を行っておりません。

次に、公民館や郷土博物館などにおける平和学習についての取り組みと今後についてであります。公民館や郷土博物館などの社会教育施設では、これまで平和学習に関連するさまざまな取り組みを行ってきております。今後も戦争の悲惨さ、平和の大切さを後世に伝えるため、さまざまな平和学習に取り組んでまいりたいと考えております。なお、各施設における取り組み等につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校教育での平和教育・平和学習についてであります。各小中学校では学習指導要領にのっとり、平和や戦争について学習をしております。小学校では、6年生において日本の歴史や政治の学習の中で扱われ、中学校では主に2・3年生における歴史の学習と3年生における公民の学習の中で扱われております。また、本市が採択している小学校6年生の社会科の教科書には、旧日立航空機株式会社変電所の写真が掲載されており、身近な戦災建造物として市内各小学校において必ず授業で取り上げ、当時の様子を学ぶ教材としております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和市としての平和教育・平和学習についてであります。東大和市におきましては広島市や長崎市のように、各小中学校、各学年で平和や戦争について学習する指導計画はありませんが、教育委員会では児童・生徒、また教員自身も市内の戦災建造物等を活用して学ぶ機会を設けております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、やまとあけぼの学園の老朽化に伴う移転に関します現状の課題と今後の取り組みについてであります。この建物につきましては、建築後、45年を迎え、老朽化が進んでおりますことから、移転を含めた建て替えの具体策を決めていくことが現状の課題であると考えております。取り組みにつきましては、現在、民間活力の導入及び旧みのり福祉園の有効活用を視野に入れながら検討を行っているところでありますが、今後、新たに必要とされる事業等を考慮しながら、将来の市が保有する公共施設の総量の縮減と配置の適正化を踏まえ、本市の実情に沿った施設の整備に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援として求められている切れ目のない支援についての考え方と取り組みについてであります。切れ目のない支援とは、妊娠初期から子育て期におきまして、それぞれの段階に応じた対応した支援やサービスの情報提供、助言を子育て支援事業と母子保健事業との連携のもとに、利用者の目線で行うことであるとと考えております。取り組みにつきましては、両事業の連携の充実、強化を目的とする子育て世代包括支援

センターの設置により、センターが連携や情報集約の調整役となり、利用者の視点に沿った妊娠・出産、子育てに関する支援のマネジメントを行っていくものと考えております。他市の事例としましては、埼玉県和光市など先進的に子育て世代包括支援センターを実施していることは承知しておりますが、本市の実情に沿った検討が必要であると考えております。

次に、子育て世代包括支援センターの設置による子ども家庭支援センターの位置づけについてであります。子ども家庭支援センターは子供と家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの提供や調整及び児童虐待の対応を行っております。子育て世代包括支援センターは、妊娠婦から子育て期の全ての子供と家庭を対象に良好な生育環境の実現及び維持を図るための包括的な支援を行うこととされております。また、子育て世代包括支援センターにつきましては、国の業務ガイドラインによりますと、子ども家庭支援センターと一体的に支援を実施することが望ましいとされておりますことから、両機能を一体的に同一の施設で運用することにより、妊娠婦、乳幼児から18歳までの子供とその保護者を対象とした継続的で効果的な支援が図られるものと考えております。

次に、子育て世代包括支援センターの設置における発達支援の考え方についてであります。国の障害福祉計画、障害児福祉計画の基本指針におきまして、平成32年度末までに児童発達支援センターを各市区町村に1カ所以上、設置することが基本とされました。これを受け、本市におきましては、やまとあけぼの学園の老朽化対策に合わせて、現在実施しております児童発達支援事業に地域支援機能を付加した児童発達支援センターへの移行を検討しているところであります。子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠期から子育て期におきまして切れ目のない支援をワンストップで行うこととされておりますことから、児童発達支援センターを同一の施設内や敷地内に設置した場合には、乳幼児から18歳までの子供に対します発達支援に係るさまざまな支援を両機関が連携し、継続的に行えるものと考えております。

次に、子育て世代包括支援センターの設置におけるさわやか教育相談などの教育機関との関係性についてであります。国の業務ガイドラインによりますと、子育て世代包括支援センターにつきましては、主に妊娠婦、乳幼児と、その保護者を対象とすることが基本とされております。また、子育て世代包括支援センターは、子ども家庭支援センターと一体的に支援を実施することが望ましいとされております。両センターの一体的な運用を図ることにより、小学生から18歳までの子供とその保護者からの相談に対しまして、子育て期の支援の連続性を考慮しながら、さわやか教育相談などの教育機関との連携を図り、適切な支援につなぐことができるものと考えております。

次に、子育て施策の変化による公共施設のあり方についてであります。今後、新たに必要とされます子育ての施策等を考慮しながら、施設の老朽化への対応、将来の公共施設の総量の縮減と配置の適正化を踏まえた対応が必要であると認識しているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、旧日立航空機株式会社変電所のこれまでの取り組みについて御説明をいたします。

平成7年10月に旧日立航空機株式会社変電所が東大和市指定文化財となり、その後、保存のための修復工事を実施してから約20年が経過しております。コンクリートによる建物の寿命は、一般的に60年と言われておりますが、旧変電所は既に80年近く経過し、構造物特有の老朽化が見られるため、屋上防水工事、耐震工事、外

壁補修工事等が必要であると考えております。

平成29年度は専門業者と委託契約を行い、旧変電所の現状把握や保存及び修復方法の検討、今後の改修計画案を策定する予定であります。ソフト面では、より多くの方々に旧変電所のことを知ってもらうため、従前、年、二、三回、行っていた特別公開を、平成28年4月からは毎月1回の定例公開とすることでPRに努めてるところであります。今後も平和への熱い思いを広く訴えながら、保存に向けたふるさと納税や募金の呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、公民館や郷土博物館での平和学習についてであります。公民館では平成7年に戦後50年平和事業、語り継ごう戦争と平和の一環により、平和フォーラムの開催や資料展示のほか、語り継ごう戦争と平和、戦後50年平和事業記録集を発行いたしました。それ以降、青年対象として、語られなかった戦争という全5回の講座を開催したり、子供を対象に平和市民のつどいで使うキャンドルシェードの制作教室を行ってきております。また、平成10年から本年まで、子供に向けた戦争と平和について考える見学会を実施しております。今後も機会を捉えて平和に関する学習や事業を検討してまいりたいと考えております。

次に、郷土博物館では、旧日立航空機株式会社変電所において、写真パネルや実物資料の展示を行うとともに、文化財ボランティアによる解説を毎月第2日曜日の定例公開において実施しております。このほか、うまかんべえ〜祭、平和市民のつどいなどのイベントのほか、事前申し込みのあった団体への特別公開も実施し、来所者の対応を行っております。また、郷土博物館の職員が市内小学生への平和学習の授業へ出向いたり、東大和市の小中学校に着任された先生方に対して、旧変電所を初めとする文化財等の説明をさしていただいております。さらに、本年8月の平和月間期間中には、郷土博物館のロビー展示で多摩の戦跡パネル展を実施し、多くの方々に見学していただきました。今後も平和学習の一環として、旧変電所の公開等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校教育についての平和教育・平和学習における現在の取り組み内容についてであります。小学校では6年生、中学校では主に2年、3年生が社会科の授業で平和や戦争について直接の内容を学習しております。どのような戦争だったのか、人々の暮らしはどうなったのか、今日の社会をどのように築いていったのかなど、学習問題を明確にして学んでおります。また、国語の物語教材や道徳の資料、全校朝会における校長講話などを通して、平和や戦争について考える機会もごさいます。

次に、小学校6年生の社会科の教科書にある旧日立航空機株式会社変電所の写真の掲載と学習内容についてであります。旧日立航空機株式会社変電所の写真が教科書に掲載された経緯につきましては把握しておりません。学習内容につきましては、空襲で日本各地はどのような被害を受けたのかという課題のもと、多くの都市で激しい空襲を受け、一般市民の暮らしが危険にさらされたこと、多くの人々の命が奪われたことなど学習しております。教科書には、地域に残る戦争遺跡と題して、空襲を受けた工場内の建物として旧日立航空機株式会社変電所の写真が掲載されております。その説明として、1945年の空襲において、この航空機工場では100名を超える人々が亡くなったこと、写真の建物は工場へ電気を送っていた変電所であったこと、爆撃のすさまじさを伝える遺跡として現在も保存されていることが記載されております。

次に、東大和市としての平和教育・平和学習についてであります。東大和市におきましては毎学年の平和教育・平和学習のカリキュラムはございませんが、東大和市ならではの平和に関する学習ができる環境が整っております。小学校3年生では、社会科、昔の暮らしとまちづくりの中で、社会科副読本を活用して学習しております。この中では、戦争があったころのものとして、旧日立航空機株式会社変電所などの写真を取り上げ、

当時の工場で働く人の数やまちの様子など、戦前と戦後を比べて学習しております。その際、郷土博物館や旧日立航空機株式会社変電所を実際に見学して学ぶ学校もございます。教員におきましては、新規採用教員や市外からの転入教員を対象とした夏の研修会において、児童・生徒と同様に市内の戦災建造物等を見学する研修を実施しております。これらのことは毎年続けており、東大和市の特色であると考えております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時44分 延会